

經濟協力 韓国 27

参考資料 (六三三分類)

日韓請求権問題
考察資料

(六三三分類)

三十八、六

国立公文書館	
分類	大蔵省
	平成12年度
棟架番号	つくば書庫5
	5-53
	3371

1-0000-1443

日韓請求權問題參考資料

(未 定 稿)

(第 3 分 冊)

38 年 6 月

理財局外債課

日韓請求権問題参考資料（23分冊）

目 次

V 韓国側の請求（8項目）の検討

三 8項目の対日請求の内容（続）

要綱5. 韓国法人、自然人の日本国又は日本国民に対する請求	(13)
(a) 日本者財産権	(13)
（参考資料） 1. 財産権の所在地について	(14)
2. 韓国法人所有資産の調査	(14)
3. 日本国政府による資産の調査	(14)
4. 所有財産権についての取扱い状況	(31)
5. 高麗銀行の取扱い	(41)
(b) 日本国通貨	(51)
（参考資料） 1. 終戦前における朝鮮の通貨	(55)
2. 日韓協定に關する在日米軍の通貨	(57)
3. 日韓協定の施行状況	(61)
4. 日韓協定に關する賠償資料	(67)
5. 日韓協定に關する問題点	(78)
6. 軍需に対するわが國の責任について	(94)
(c) 被爆用韓国入未収金	(133)
（参考資料） 1. 朝鮮人に対する未収金の処理状況	(134)
2. 韓国政府の提出した日米日韓協定による未収金額について	(150)
3. 韓国政府の未収金提供資料	(155)

(4) 被徴用者補償金	(163)
(参考資料) 1 朝鮮人徴用の状況及び計数について	(170)
2 補償金請求の問題点	(184)
3 終戦後における旧軍人、軍属等に対する処遇一覧表	(189)
(5) 対日本政府請求	(192)
A. 未払恩給	(192)
(参考資料) 1 朝鮮関係恩給制度について	(197)
2 朝鮮人に対する恩給支払いの問題点	(201)
3 朝鮮人の国籍について	(209)
4 領土分離に伴う各国の恩給制度に関する調査	(217)
5 朝鮮人関係恩給についての恩給局試算	(233)
B. 帰国韓国人の寄託金に関する請求	(242)
(一) 税関寄託通貨類	(242)
(参考資料) 1 朝鮮人の引揚状況	(244)
2 帰国朝鮮人の持帰金の取扱いの推移	(246)
3 限度超過金額等の保管の経緯	(253)
4 限度超過による預り金金額	(256)
5 韓国側提出資料	(259)
(二) 鮮銀券と交換した日銀券	(261)
(参考資料) 1 最高司令部から寄託を受けた鮮銀券について	(263)
2 鮮銀券と交換した日銀券の寄託金勘定	(266)
(三) 旧朝連寄託分	(268)
(参考資料) 朝連の接收財産について	(271)

(ii)

(6) 日本法人に対する請求 (具体的には民間生命保険会社への請求)	(274)
(参考資料) 1 朝鮮契約責任準備金の状況	(276)
2 生命保険会社に対する韓国人契約者の請求に係る問題点	(279)
3 朝鮮人契約生命保険関係計数	(289)

要綱 6.

韓国人の日本政府又は日本人に対する権利の行使に関する原則.....(293)

(参考資料) 1 要綱6に関する問題点	(295)
2 要綱6に対する方針案	(301)

(付) 韓国側請求に関連する各種の権利関係.....(307)

1 銀行預金関係	(308)
2 損害保険関係	(320)
3 株式関係	(324)
4 特別経理会社関係	(333)
5 韓国aid-memoの請求	(337)

要綱 7 (利息の請求) 及び要綱 8 (妥結後6ヵ月以内の完済).....(341)

○日韓間の請求権問題について(各論)(案).....(343)

四 韓国請求権金額.....(351)

1 韓国側対日請求額及び大蔵省、外務省試算額	(353)
2 韓国請求権金額試算に関する外務大蔵両案の比較検討について	(359)
3 修正された外務省案について	(363)
4 昭和28年当時の日韓請求権の数字	(365)

(iii)

要綱5 韓国法人、自然人の日本国又は日本国民に対する請求

(1) 日本有価証券

1 韓国側主張

韓国法人（要綱4の主張におけると同様の意味）、個人、総督府（通信局）の所有する日本国債、食糧証券、政府保証債及び社債、地方債、貯蓄国債証券等の弁済を請求する。

（備考）うち朝鮮銀行保有登録国債については、要綱3(1)付替の項参照。

2 韓国側主張額

合 計 8,765,032,574円56銭

（内 訳）

	所有者	登録	現物	合計
日本国債	韓国法人	7,013,032,799.76	135,764,686.50	
	通信部	17,760,000.00	4,631,625.43	
	個人		200,000,000.00	
	小計	7,030,792,799.76	340,396,311.93	7,371,189,111.69
朝鮮食糧証券 及び食糧証券	韓国法人		152,006,330.08	152,006,330.08
日本貯蓄券	〃		18,673,950.00	18,673,950.00
日本政府保証社債	〃	832,658,500.00	587,600.00	833,246,100.00
日本地方債	〃	1,327,500.00		1,327,500.00
日本社債	〃	253,040,134.00	8,901,330.00	261,941,514.00

	所有者	登 録	現 物	合 計
貯蓄及び報酬債券	韓国法人		4,330,027.50	4,330,027.50
そ の 他 証 券	通 信 部		6,417,791.29	
	個 人		86,000,000.00	
	小 計		92,417,791.29	92,417,791.29
合 計		8,117,818,933.76	617,363,390.80	8,735,182,324.56

3. 日本側見解

[Redacted]

(1) 登 録 分

(イ) 閉鎖機関、在外会社所有分については、登録地たる日本に所在する権利であるので、軍令33号の効果はこれに及ばないから、返還は不要である。(韓国法人の所有であるとの主張の不当性については要綱4参照)

(ロ) 通信局所有分については

④ 総督府財産なるが故に当然韓国側に帰属するというならば、かかる点について韓国の主張を妥当とする確立した国際先例は存在しないから、応じ得ない。

⑤ 軍令を理由とするならば、上記(イ)と同様その効力が及ばないものであるから返還の根拠はない。

⑥ [Redacted]

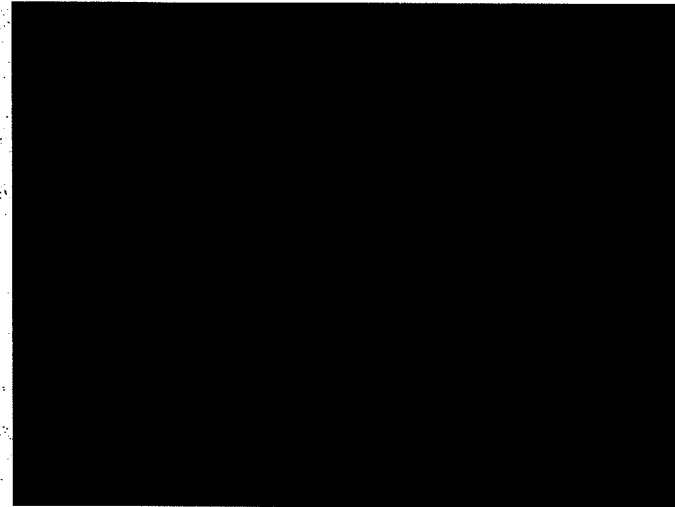
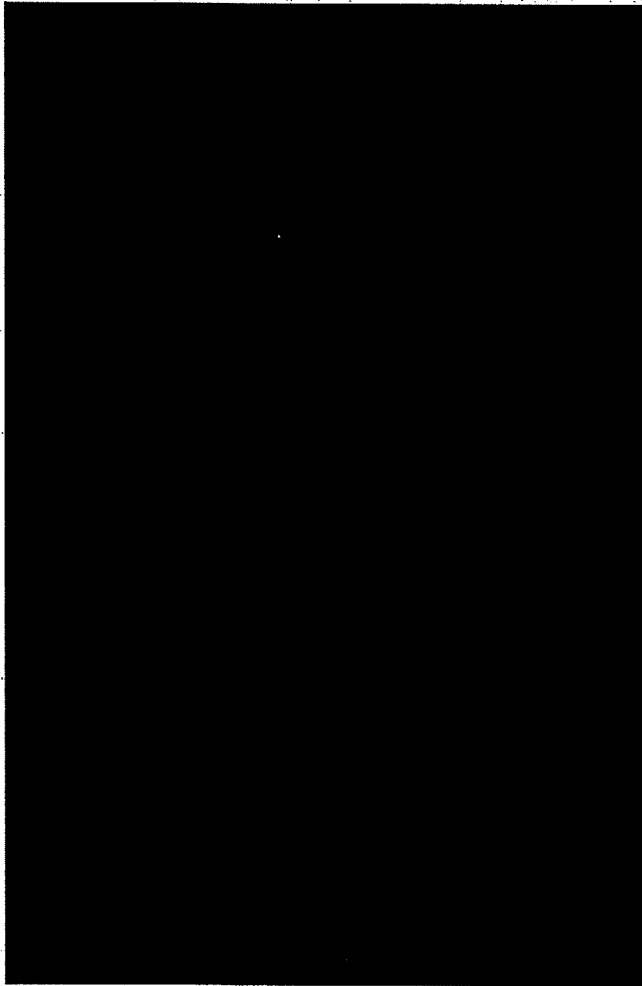
(2) 現 物 分

(現物自体が権利を表彰するものであり、軍令による没収の対象となるものと考えられ、また [Redacted])

[Redacted]

4. 日本側調査額

[Redacted]



(備 考)

- ① 韓国側主張額の登録分の韓国法人所有分は、ほとんどすべて閉鎖機関、在外会社の所有分と考えられ、これは内地財産として整理されている。(理論上も軍令の対象外である。)
- ② 韓国側が現物分と主張する朝鮮食糧証券(140百万円)は、鮮銀保有分であるが、わが方の調査では登録分であり、鮮銀の清算過程で31年に国が償還済のものである。
(①、②については、それぞれ参考資料3を参照のこと)

(参 考 資 料)

1 財産権の所在地について

(26年8月名古屋大学山下康雄教授「財産権の所在地について」より抄録)

財産権の所在地は、権利によつて化体されている経済的価値の所在地にある。この原則から各種財産権の所在地を検討すると、次のようになる。

(1) 有 体 財 産

有体物に関する権利が、所有権たると制限物権たるとを問わず、有体物が所在するところに所在するという原則は、明白な原則である。

従つて、サンフランシスコ平和条約草案オ14条a(2)(i)のVが、「日本国に所在する有体財産に関する権利、権限若しくは利益又はこれらについての証書」を清算から除外したのは当然のことである。改めてかかげるまでもない自明のことであり、強いていえば無用の冗文である。国会議事堂、国有鉄道、工場設備、その他日本国にある国有、私有の財産を連合国が清算するというのであれば、日本国は破産状態になる。たとえ疑がわしい場合がないでもない。日本国民所有の抵当証券が連合国の領土で発見されたような

ときである。この場合、抵当物となつてゐる有体財産が日本国にあるときは、これを清算しないということを明示したのであろう。これまた当然のことにすぎない。

(2) 債 権

債権の所在地は債務者の住所にある。債権者の住所でもなければ、債務履行地でもなく、担保物の所在地でもなければ保証人の住所でもない。それは次のような理由による。

そもそも債権に化体されている経済価値は、弁済の担保である。ところで債務者はその所有するところの全財産をもつて債務を担保している。かような担保責任があればこそ、債権者は信用をあたえたのである。ところが、債務者の全財産は、債務者の財産管理が集中的に行なわれているところに所在すると推定される。かような場所は住所または本店所在地であると考えられる。従つて債権に化体されている経済的価値は債務者の住所にあると考えられる。債権は債務者の住所に所在するといわなければならない。

別の方面からも、このことは確認される。債権に化体されている経済価値は、債務の取立てによつて弁済をうける可能性に依存する。この可能性は、強制執行の対象となり得る財産の分量によつて左右される。ところで、強制執行

は公権力の発動である。国家の公権力に服しうるものは、その国家に住所を有するものでなければならない。国家はたとえ自国民であつても、外国に住所を有する者に対して直接に強制執行を行なうことはできない。従つて、債権の経済価値は、債務者の住所を管轄する国家の領土に存在するものといわなければならない。

かようなわけで、債権の所在地は債務者の住所にあるといわなければならない。従つて連合国 A は、自国に住所を有する者を債務者とする（国籍を問わない）。日本国民の債権を清算することはできるが、日本国、連合国 B、中立国などに住所をもっている者を債務者とする日本国民の債権を清算することはできない。そのようなことは実際に不可能である。たとえば、日本国に住所を有する日本国民を債務者とする債権について、債務者が弁済を拒絶した場合債権を強行する手段がない。才 14 条 B (2) (i) は、連合国が日本国において公権力を行使して強制執行することができるとを認めたものではない。さようなことは日本国の主権の放棄を意味する。

連合国が債権を清算することは自国に住所を有する債務者から債務を取立てることを意味するが、この場合も、債

権は連合国にある債務者の財産を限度として満足せしめられるに過ぎない。連合国 A にある債務者の財産が不足であるからといつて、債務者が連合国 B において所有する財産について、たとえそれが該債権の担保となつていても、債権の満足を得ることはできない。債権に関して設定せられた抵当権より生ずる権利を日本国にある土地、建物について主張することはできず、債権より生ずる権利を日本国にある動産について主張することはできない。かような権利は、いずれも日本国にある権利であるからである。

もつとも、債権の所在地が債務者の住所にあるといつても、それは一つの推定のうゑに立つている。債務者の住所は債務者の全財産の管理が集中的に行なわれるところであるという推定のうゑに立つている。ところが、実際には債務者の住所には財産がなく、他のところで財産が集中的に管理されていることがある。この場合、債務者の住所を管轄する連合国 A は、債務者の財産が現実に管理されているところを管轄する連合国 B を排除して、該債権を清算することはできない。それは連合国 B の主権を害することになるからである。この場合は、連合国 B が、債務者が連合国 A において無資産であることを立証したのちに、該債権を

清算することができる。これは債務者住所主義と債務者財産所在地主義とを択一的に採用することを意味するものではなく、立証責任を財産所在地国に課したうえで、債務者財産所在地主義を債務者住所主義の補充的原理として採用することを意味する。

(3) 有価証券

有価証券については、記名証券か無記名証券かによつて異なる。記名証券上の権利は証券所在地に所在せず、証券を発行した者（国家、公法上の法人、私法上の法人）の住所（本店）に所在するものと考えられる。アメリカ会社の登録株式証書は、有価証券というよりも出資証明書の性質を有し、証券上の権利は会社の本店所在地にあると考えられる。従つて、日本国民所有のアメリカ会社の株式証書はその所在地がどこにあつてもアメリカによつて清算される。これに反して、無記名証券（無記名債務証書）にもとづく権利は、証券の所在地にあると考えられる。この種証券の所持人の権利は、もつぱら証券のなかに化体されていて、法律上も取引上も「物」と同一視され、証券が所在する国において、その国で行なわれている物権法上の規定に従つて譲渡されている。それゆゑ、無記名証券にもとづく権利

は、証券の所在地にあるとみななければならない。このことは、証券の発行人が私法人であろうと公法人であろうと、その国籍の如何を問わず妥当することである。

ところがグエルサイニ条約に関する限り、連合国は、右の原則をとらなかつた。それは、才10編才4款附属書才10条才1項の規定によるもので、この規定によれば、ドイツ国は、連合国の法令にもとづいて設立された会社の株券、持分、社債券、社債持分証書その他の債務証券を、各連合国に「引渡」されねばならない。記名証券であれ、無記名証券であれ、指図証券であれ、無差別に引渡さなければならない。1919年5月22日の覚書でドイツ全権団は、この規定は清算権の限界を連合国の領土外に及ぼすものとして抗議している。（講和条約研究資料才5巻159頁）。これに対し連合国は、1919年6月16日の回答覚書（最後通ちよう附属書）で、これは単に連合国にある特殊なドイツ財産を清算するための技術的方法にほかならない、と反駁した（Kraus-Rodiger, Urkunden Zum Friedensvertrage, Bd, I, S, 660-661.）。

しかしながら、証券の引渡しは技術上の必要であるということとは、記名株券や記名債務証書についてはいえるけれど

も（証書の所在地にかかわらず発行会社の所在地によつて権利の所在地が決定されるのであるからである）、無記名株式や無記名債務証券の引渡は、技術的理由では説明できない。それは一般原則では説明できない清算権の創設である。なんとすれば、無記名証券はドイツ国においてドイツ国民が所持しているかぎり、ドイツ国にある財産であつて、たとえ発行人が連合国の会社であつても、連合国にあるドイツ国民の財産ではない。従つて連合国が清算できない。ドイツ国の主権を侵さないで無記名証券を清算するためには、ドイツ国の引渡義務を創設しなければならない。だからこそ、引渡義務を創設するという迂路をとつて、本来清算できない無記名証券を清算したのである。だから、無記名証券に関する限り、附屬書才10条才1項の規定は清算権の限界の拡張であるといわれねばならぬ。同時にまた、かような引渡（占有の移転）を行なわないではドイツ国にある無記名証券を清算することはできないことを意味する。そういう意味では、無記名証券に関するかぎり、附屬書才10条才1項の規定は、単なる技術上の規定ではなくして立派な実体的規定である。かような実体的規定がないかぎり、ドイツ国に所在する連合国会社の無記名社債券は、連

合国によつて清算されない。このことは、対日講和条約についていえる。連合国が連合国会社発行の無記名社債券であつて日本国内に所在するものを清算するためには、かような証券の申告をさせたり無効宣言をしたりするだけでは十分でなく、かような証券の引渡しを要求しなければならない。ところが、かような引渡し要求は条約草案にはどこにも発見できない。従つて、かような無記名証券は連合国の清算の対象とはならないと解すべきであらう。

手形及び小切手のような流通証券の場合も、証券が所在するところに証書にもとづく権利が所在する。手形債務者または小切手債務者が別々に数個の国家に住所を有することは通例であるから、この場合、債務者の住所をもつて標準とすることはできない。従つて、日本国に所在する手形証書にもとづく権利は、いかなる連合国も、これを清算することはできない。

倉庫証券や船荷証券のような、証券に記載された貨物の引渡しが証券所持人に行なわれるような貨物証券から生ずる権利は、貨物の所在する場所を所在地とし、証券が所在する場所とは関係がない。貨物証券から生ずる権利は、貨物の所在する場所においてのみ強行することができる。か

ような権利の経済価値は貨物に存するからである。

証書で証明されている権利を化体していない有価証券、すなわち、証書で証明されている権利が証書の所持に従わず、反対に証書の所持がかような権利に従っているような有価証券の場合も、証書上の権利の所在地は、証書の所在地とは無関係である。たとえば、抵当権証書、土地債務証書のごときである。かような証書の場合は証書の所有地とは無関係である。抵当債券は債務者の住所に所在し、土地債務は債務を負担している土地の所在地に所在する。

(4) 持 分

法人に対する持分であつて有価証券で化体されていないもの（合資会社、合名会社、株式会社、有限会社）は、法人の本店が所在するところに所在する。組合に対する出資持分も同様である。

(5) 工業所有権及び著作権

これらの無体財産権は、権利の保護をあたえた国に所在する。それゆえ、日本国民が連合国 A で出願または登録した特許権または商標権は、連合国 A のみが清算できる。A 国において特許権または商標権を所有する日本国民が連合国 B に住所（本店）をもつていても、B 国は B 国における

特許権または商標権のみを清算しうるにすぎない。A 国におけるものまでを清算することはできない。清算は相続ではないからである。

2. 韓国法人所有有価証券調査

(37年2月27日才6次会談請求権委員会専門委員会で韓国側が提出)

種 類	朝鮮銀行			朝鮮殖産銀行			朝鮮信託株式会社		
	登録	現物	計	登録	現物	計	登録	現物	計
日本国債	5,862,923,779.76		5,862,923,779.76	422,805,925	81,384,914	504,189,839	9,731,495	10,204,777.50	19,936,272.50
朝鮮食糧証券及び食糧証券		152,006,330.08	152,006,330.08		18,673,930	18,673,930			
日本貯蓄券									
日本政府保証社債	198,008,300		198,008,300	7,600,000	17,600,000	25,200,000	1,100,000	570,000,000	1,670,000,000
日本地方債	1,327,500		1,327,500						
日本社債	16,108,634		16,108,634		1,310,000	1,310,000	1,130,000	1,130,070	2,260,070
貯蓄及報国債券					4,061,076	4,061,076		97,764,50	97,764,50
其他証券									
計	6,079,368,213.76	152,006,330.08	6,230,374,543.84	430,403,925	104,138,830	534,542,755	11,961,495	12,002,612	23,964,107

種 類	朝鮮金融組合連合会			朝鮮銀行			朝鮮商業銀行		
	登録	現物	計	登録	現物	計	登録	現物	計
日本国債	280,366,400	97,200	280,463,600	143,455,400	3,312,900	146,768,300	166,751,800	7,893,470	174,645,270
朝鮮食糧証券及び食糧証券									
日本貯蓄券								20	20
日本政府保証社債	511,300,200		511,300,200	51,550,000		51,550,000	63,100,000		63,100,000
日本地方債									
日本社債	217,526,500	5,770,000	223,296,500	14,990,000	2,000,000	16,990,000	3,285,000		3,285,000
貯蓄及報国債券					145,587	145,587		24,985	24,985
其他証券									
計	1,099,193,100	5,867,200	1,015,060,300	209,995,400	5,458,487	215,453,887	233,136,800	7,918,475	241,055,275

種 類	朝鮮貯蓄銀行			合 計		
	金額	現物	計	金額	現物	計
日本国債	127,000,000	32,871,425	159,871,425	7,015,032 799.76	135,764, 686.50	7,148,797 486.26
朝鮮食糧証券 及食糧証券					152,066, 330.08	152,066, 330.08
日本貯蓄券					18,673, 950	18,673,950
日本政府 保証債券				832,659,500	587,600	833,246,100
日本地方債				1,327,500		1,327,500
日本社債				253,040,134	8,901,380	261,941,514
貯蓄及韓國債券		50,615	50,615		4,380, 027.50	4,380,027.50
其他証券						
計	127,000,000	32,922,040	159,922,040	8,100,058 935.76	320,313, 974.08	8,420,372 907.84

3. 日本側調査による有価証券関係計数

(1) 登録国債

○ 大蔵省管理局調 (23年6月25日現在)

種 類	会 社 名	金 額
在 鮮 本 社 法 人	閉鎖機関	
	在外会社	

種 類	会 社 名	金 額
在 韓 本 社 法 人	その他法人	
地方団体		
	計	
総	計	

(備 考) 本資料は、23年の在外財産調査会当時の収集資料が保存されていたものを再録した。その後、閉鎖機関、在外会社の清算、整理の進捗により、これら法人の所有証券は売却等処分されているはずであり、現在の時点における所有状況を示すものでない。
(現在時点については、次表36年日銀調の通りとなっている。)

○ 36年2月日銀調「朝鮮関係登録国債現在高」

区 分	登 録 件 数	登録国債元金額

- (備 考) 1 カッコ内は、うち乙種登録分。
2 国債登録簿、登録国債利子支払原票、登録国債元金償還通知書控および登録簿索引により終戦時の元利金支払場所が朝鮮所在の登録国債につき集計したもの。

○朝鮮総督名義の登録国債の内訳（36年日銀国庫局調）

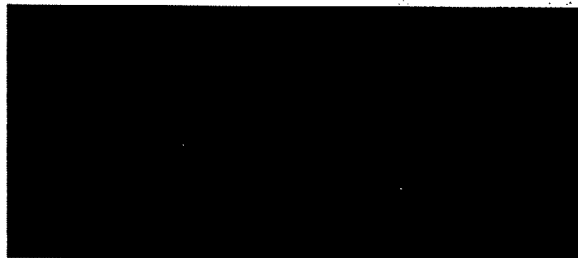
発行年	登録番号	名称（記号）	金額
昭和 7 年	826	五分利公債（才3回）	
8	135	四分利国庫債券（ろ号）	
11	1531	三分半利国庫債券（い号）	
13	1783	三分半利国庫債券（つ号）	
15	785	支那事变国庫債券（ね号）	
16	625	支那事变国庫債券（や号）	
17	914	大東亞戦争国庫債券（ほ号）	
計（7口）			

（注） 韓国側主張の逓信部所有登録国債は上記朝鮮総督名義国債を指すものと考えられる。また、これは、要綱2(1)(b)国債債券の請求の対象と思われる。

(b) 現物国債関係

○23年管理局調
「非登録国債（無記名国債）の金額推定」

（朝鮮関係）



（注） 1 外地郵便局が日銀代理店として買上げたもののうち

現物証券が到着輸入済となつたものを掲げた。

2 税関保管高は地域別不明につき、各地の差引残高の合計に対する比率で各地の保管高を算出。

3 差引残高は大部分が日本人のものと思われる。

4 本件売出国債中登録債となつたものが絶無ではないが、少額と認め考慮外とした。

(3) 朝鮮食糧証券及び食糧証券関係

○朝鮮食糧証券（鮮銀関係者より聴取資料）

① 証券の名称及び記号	朝鮮食糧証券	◇ ◇
	(才14回)	(才15回)
② 発行額	額面 6,500 万円	額面 7,500 万円
③ 発行日	昭和20年8月10日	20年9月10日
④ 支払期日	20年10月10日	20年11月10日
⑤ 割引歩合	日歩 7 厘 5 毛	◇ ◇
⑥ 引受先	朝鮮銀行	◇

(4) 日本地方債

○23年管理局調と思われる数字がある。

所有者	名称	金額
[REDACTED]		
計		

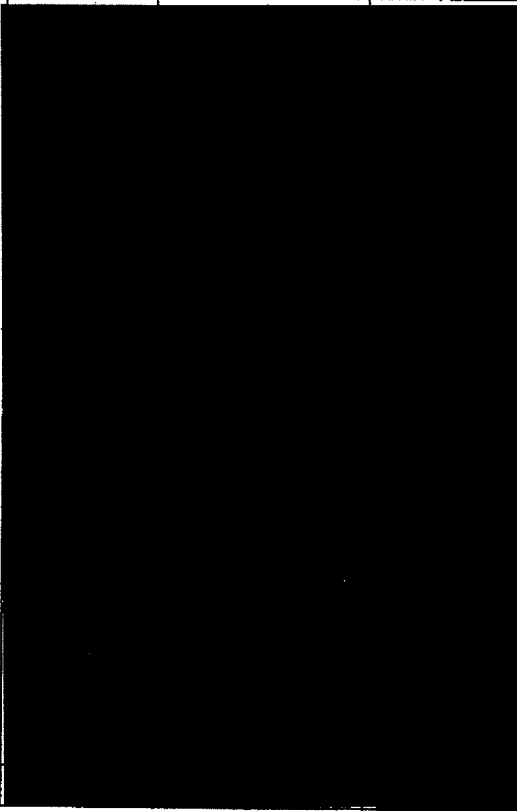
(5) 政府保証債・日本社債関係

○ 23年管理局調と思われる数字がある。

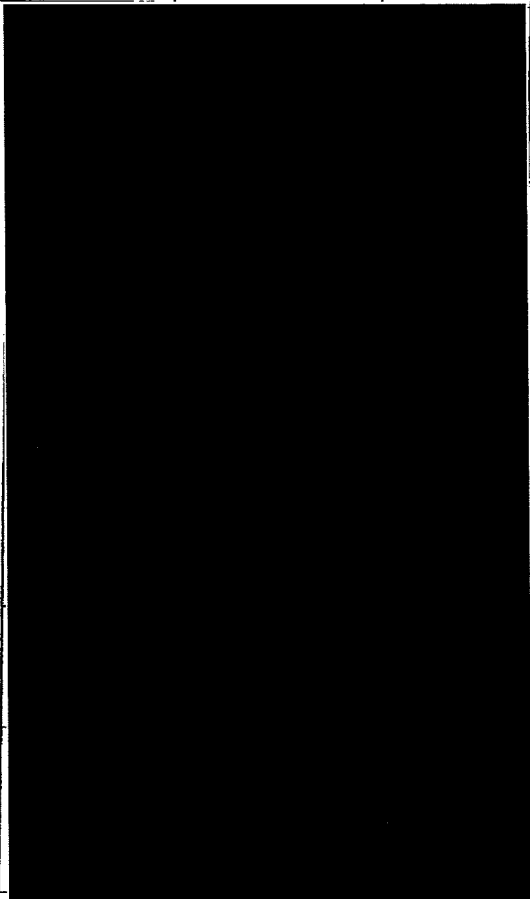
(1) 内地社債

種類	所有者	名称	金額
附属機関	[REDACTED]		
	[REDACTED]		

種類	所有者	名称	金額
附属機関	[REDACTED]		
	[REDACTED]		

種 類	所 有 者	名 稱	金 額
在外会社			
合 計			

(四) 外地本邦系社債

種 類	所 有 者	名 稱	金 額
閉鎖機関			

種 類	所 有 者	名 称	金 額
閉鎖機関			
在外会社			
合 計			

(備 考) (1) 登録国債の管理局調数字の備考を参照のこと。

(6) 貯蓄及び報国債券

(1) 勧銀調による数字 (朝鮮関係)

昭和21年3月31日現在推定額 (元本) (単位千円)

復興貯蓄債券	貯蓄債券	報国債券	計

(備 考) 1 当行統計資料中の創業以来の発行債券の地方別調査より、当該債券の売却高を抽出、それに調査時現在における当該債券の残存比率を乗じ推算したものである。

2 勸業債券を除く。

(2) 22年特財管理課調の数字 (推定)

A 勸業債券

	勸業大券	勸業小券	計
朝鮮売却高累計			
朝鮮現在高 (注1)			

(注) 1 朝鮮現在高は未償還現在高の総発行高に対する割合 (下表) を
外地売却高累計に乗じて算出した。

大 券 小 券

総発行高

未償還現在高

割合 (%)

2 引揚邦人の持帰額は僅少と思われるので考慮外とした。

3 貯蓄債券、報国債券

朝鮮売却高累計

内債還済推定額

差引朝鮮現在高

(算定根拠)

① 結 算

総発行額

未償還現在高

未償還割合(%)

(平均)

貯蓄債券

報国債券

② 朝鮮売却判明額(昭和19年2月までの分)

戦 前 (16年12月まで)

戦 時 中 (19年2月まで)

計

③ 外地売却額の総発行額に対する割合

④ 外地売却額のうち判明せざる分(昭和19年3月以降)の推定

19年3月以降の発行額(A)

外地売却分推定額(B) (A×)

⑤ 朝鮮売却高合計及び現在高の推定

朝鮮売却判明額(a)

(a)の外地売却高合計に占める割合

外地売却高推定合計額(b)の地域別割合(b) (B×)

朝鮮売却高合計(a+b)

未償還割合()による朝鮮現存推定額

4. 各有価証券についての取扱い状況

(1) 登録国債の元利金支払地の変更

日本人関係についての取扱いは次の通りである。

- (i) 内地本店法人及び、内地に居住する個人(引揚者を含む)については、下記告示により、昭和22年4月以降朝鮮に元利金支払地のあつたものも内地に移転させることが可能となつた。

○大蔵省告示第82号

本邦内に居住する個人又は本邦内に本店若しくは主たる事務所を有する法人が、その所有する本邦登録国債の登録地(元利支払場所を含む。)を、本邦外から本邦内へ変更する行為を為す場合においては、その当事者に対し、外国為替管理法施行規則又は昭和20年大蔵省令第88号の規定による制限並びに報告を免除する。但し、その所有者は日本銀行の定める登録地(元利支払場所を含む。)変更の請求書を、正副2通日本銀行に提出しなければならない。

昭和22年4月21日

大 蔵 大 臣

(四) 閉鎖機関及び在外会社については、本店が外地にあるため、上記告示による元利金支払地の変更ができなかったが、昭和24年に至り、SCAPINによりその所有する登録国債及びその他の記名証券に関し移転ができることとなり、従つてまたその処分が可能となつた。

(注) 1 在外会社令の制定問題の生じた当時、日本の有力会社が増資をしていたので、在外会社は有力会社の株式を相当所持しているが、現状では増資払込みは不可能であり、増資する会社も処理上困るが、在外会社も大きな損害を蒙ることになると、この点について総司令部当局に善処を要望していたのであるが、それかあらぬか、在外会社令の原案には本店所有の記名有価証券無効の規定はなかつたのであるが、下記SCAPIN才2項によつて突然在外会社令才5条の規定が挿入されたとのことである。

閉鎖機関については、在外会社の上記措置と歩調を合せて行なわれたものである。

2 朝鮮銀行保有の登録国債については、終戦前すでに元利金支払場所が内地にあり、終戦直後勘定

を東京支店に移しているのに、この規定によるまでもなく、内地所在のものであつた。

(要綱3(1)参考資料1参照のこと)

1949年6月18日付

AG602(1948.11.17) CPG/FP SCAPIN 1965/3

(日本政府に対する覚書)

○旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産に関する件

1 参照覚書

a AG602(1948.11.17) CPG/FP SCAPIN 1965/1

1949.3.8「外国に本店を有する会社の本邦内にある財産に関する件」

b LO 1527/49 (AD/OU) 1949.5.25「引揚者が海外に残置した本邦会社発行の株式の再発行に関する件」

2 SCAPIN 45才1項d及び日本政府省令才88号才2条才2号に規定する財産に含められる証券の整理に関連して前記才1項aを処理するために、その証券を発行した日本国内会社、日本政府又はその代行機関は、登録を変更して新株式又は新公債を本邦内の(在外会社)に支店に対して発行し、そして現在外国に所在し又は現在外国にある本店の名義で登録

されている証券は抹消するよう指令する。

3. 本覚書にいう会社には政令才74号（閉鎖機関令）に基づき清算中の会社は含まれない。

※上記指令にもとづき、在外会社令才5条（在外店舗所有有価証券の処理）の規定が設けられている。

1949年12月3日付

SCAPIN 6992-A

○閉鎖機関の所有する記名証券で旧日本占領地域にあるものに関する覚書

1 参照覚書

AG602 (1948.11.17) CPC/FP SCAPIN1965/3

1949.8.2「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産に関する件」

2. 閉鎖機関が、本邦内に資産を有する日本法人又は国若しくは本邦の地方公共団体の発行に係る記名証券で旧日本占領地域にあるものを所有するときは、日本政府は証券を再発行して閉鎖機関清算委員会に交付するための必要な措置をとるよう指令する。証券の再発行により原証券は無効と宣言される。

3. 上記才2項にいう記名証券とは、記名式の国債証券、地方

債証券、社債券、特別法により設立された法人の発行する債券、株券及び出資証券を意味するものとし、登録債を含むものとする。

※上記指令にもとづき、「閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令」（25年12月19日政令356号）が設けられている。

(2) 無記名国債について（理財局国庫課調）

(1) 国債元利金の消滅時効について

戦時中における人員不足をカバーし、国債関係事務の簡捷化を目的とした「国債関係事務簡捷化ニ関スル法律」（昭和18年法律才111号）が制定され、国債の元利金については、消滅時効が完成した場合においても、その支払がなされていたが、（同法才2条）上記簡捷化法は、「大蔵省関係法令の整理に関する法律」（昭和29年法律才121号）により廃止された（同法才1条才236号）ので、国債に関する一般法の規定が適用されることとなり、元金については10年、利子については5年で消滅時効が完成することとなった。（「国債に関する法律」（明治39年法律才34号）才9条参照）

しかし、大蔵省関係法令の整理に関する法律附則才3項の規定により、下記の国債の元利金については、簡捷化法才2条の規定はなおその効力を有するものとされているので、消滅時効が完成しているものでも下記法定期間内に請求した場合にはその支払を受領することができる。

1 外国その他政令で定める地域（以下外国等という。）

から引き揚げ、昭和29年5月22日以降本邦に到着した者が携帯した国債で、その者が本邦到着後6ヶ月以内に支払の請求をしたもの。

2 外国等から引き揚げ、昭和20年9月24日以後に本邦に到着した者が旧外国為替管理法（昭和16年法律才83号）等（注）又はこれらにもとづく命令の規定により携帯輸入が認められなかつたため税関に引き渡した国債で、その返還をうけた日（昭和29年8月1日前に返還をうけたものは同日）から3月以内に支払の請求をしたもの。（国債の元利金の支払の特例に関する政令（昭和29年政令才198号）才2条才1項才1号参照）

3 外国等から引き揚げた者が、引揚げの際外国政府等

の指示により携帯することができなかつた国債（在外公館等寄託に係るもの、返還事務は現在横浜税関が取り扱っている。）で、税関等から返還をうけた日から3月以内に支払の請求をしたもの。（上記政令才198号才2条才1項才2号参照）

4. その他（省略）

（注）

旧外国為替管理法のほかに下記の諸命令がある。

1 旧「金、銀又は白金の輸入の制限又は禁止に関する件」（昭和20年勅令才578号）

2 旧「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」（昭和24年政令才119号）

(ロ) 賜金国庫債券について

昭和15年法律才69号（今次の戦争に関する一時賜金として交付するため公債発行に関する件）才1条の規定によつて発行された公債（賜金国庫債券）は、「軍人及び軍属以外の者に交付された賜金国庫債券を無効とすることに關する法律」（昭和21年法律才4号）及び「昭和20年勅令才542号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ關スル件ニ基ク軍人及軍属ニ交付セラ

「レタル賜金国庫債券ヲ無効トスルコトニ関スル件」(昭和21年勅令第112号)により、当時すでに政府に買上げられたものを除き無効とされた。同国庫債券の利札についても、その利子支払期日が昭和21年4月1日以後のものについては、元本と同様無効とされた。

なお、利子支払期日が昭和20年4月1日以前の利札は有効であるので、時効について特例が認められるものについては、現在でもその支払が行なわれている。

(注) 元本債権が無効とされたのにもかかわらず利息債権が有効である理由は、次のとおりである。すなわち、すでに発生した利息債権は、元本債権に対する附従性はなく独立の存在を有し、元本債権と分離して譲渡することもでき(たゞし、賜金国庫債券については認められない。)また、別個に弁済され、もしくは時効にかゝつて消滅するものと解される。

(3) 朝鮮食糧証券について

(イ) 朝鮮内における食糧の買入代金として交付した朝鮮食糧証券の借換として、朝鮮食糧管理特別会計負担のもとに朝鮮銀行引受により発行した朝鮮食糧証券1億4千万

円は、6千500万円は昭和20年10月10日、7千500万円は昭和20年11月10日が償還期日であったが、終戦直後の通信杜絶により、日本政府の処理の指示が不可能となり、その後朝鮮総督府、朝鮮銀行の閉鎖等により償還の措置を講ずることができず未整理のままに至つた。

(ロ) 上記朝鮮食糧証券については、その後閉鎖機関朝鮮銀行の特殊清算を促進するため、昭和31年政令18号「旧朝鮮食糧管理特別会計(又は旧台湾食糧管理特別会計)の負担に属する証券(又は一時借入金)に係る債務の処理に関する政令」により、一般会計の負担として処理が行なわれている。(国債をもつて償還)

(注) 1 この食糧証券は、実質的には朝鮮内において食糧の買入代金支払のため発行されたものであつて発行による買入食糧は、

(イ) その大部分は、朝鮮内に配給せられたものであり

(ロ) 一部については、本邦へ輸出せられたものもあるが、その決済はすでに済んでいるのであるから理論的には日本政府が負担すべきも

のではないとも解せられる。

2. なお、本件食糧証券は日銀に登録せられていたもので、現物はなかつたとのことである。

(管理課の話)

(4) 貯蓄債券、報国債券等(36年理財局資金課調)

○旧臨時資金調整法にもとづき発行せられた債券の現状並びに経緯

- (1) 旧臨時資金調整法(昭和12.9.10法律第86号)にもとづき発行せられた債券は、貯蓄債券、報国債券、福券、貯蓄券で、いずれも戦争遂行のため国民貯蓄の増強を図ることを目的として、政府が日本勧業銀行をして発行または売捌を行なわしめた債券であつて、発行主体は、日本勧業銀行で(貯蓄券は政府)これらの発行または売捌は、それぞれに定める命令書により行なわれた。

これら債券収入金は、同法第15条の規定並びに大蔵省預金部に預け入る資金に関する勅令(昭和16年勅令第935号)の規定にもとづき、その全額が預金部に預入された。預金部は、この収入金を各債券別の収入金預金として区分経理するとともに、発行回別に定められた利子歩合

により日本勧業銀行に対し一定の利子を支払っていた。

- (2) しかし、終戦後インフレの進行、貨幣価値の下落等にもない一般所持人よりこれら戦時債券の買取並びに繰上償還の要望が強かつたこと、また預金部としても上記収入金に対し支払い利子が年平均[]分(最高[]分最低年[]分)であつた反面、その収入金預金は年[]分の国債に運用せられていた等の事由により、昭和24年これら戦時債券の買取量の拡大を日本勧業銀行に指示した。(昭和18年以降一部債券の買上げは実施されていた。)しかし、昭和26年3月31日現在における買取または未償還残高は、なお貯蓄債券[]報国債券[]、貯蓄券[]福券[]計[]であつた。(この買取未償額及び未償還額に対応する預金部への収入預金の額は[]である。)

- (3) 昭和26年4月資金運用部が発足するにあたり、この収入金は、資金法附則第4項の規定にもとづき日本勧業銀行に全額が払いもどされ、同第5項の規定により定められた政令(債券収入金等の払いもどし金の損益の計算の方法及び当該損益の帰属に関する政令(昭和26年9月29日政

令才316号)によりその損益計算を行なわしめ、同才7項にもとづく取扱通牒(昭和27年3月25日蔵銀才1315号、昭和29年10月11日蔵理才15865号)によりその処理の結果を報告せしめることとした。

- (4) 昭和27年資金運用部において国民貯蓄債券の発行気運が高まってきたことにともない、これら旧臨時資金調整法にもとづき発行せられた戦時債券も最終整理をすべき段階にきたものと考えられるに至つたので、昭和27年10月15日日本勧業銀行をして全回別の償還期限末到来の貯蓄債券、報国債券及び福券(貯蓄券はすでに時効が完成していた。)の一齐繰上償還を行なわしめた。

以来同行において償還事務が行なわれてきたのであるが、昭和35年下期事業年度末においてなお [] が未払いとなつている。

- (5) 上記債券の時効益金の処理については、旧臨時資金調整法にもとづく命令書により国庫に納付することとされており、資金運用部第10号は政令才1条才1項才1号の(ロ)の規定により毎事業年度の損益計算上の益金として計上し、政令才3条の規定による大蔵大臣の指定があつた場合には、指定された金額を指定された日までに国庫に納付すること

となつている。

- (6) これら債券の時効完成期日は、貯蓄債券については(全額繰上償還(昭27.10.15)のときから15年後の)昭和42年10月15日、報国債券(特別報国債券を除く)も同じく昭和42年10月15日、福券は時効完成期間が10年であるので(全額繰上償還のときから10年後の)昭和37年10月15日である。

なお、特別報国債券にあつては、償還期限が2年であるため最終発行債券(昭19.1.31)の償還期日である昭和21年5月1日から時効期間である15年後の昭和36年5月1日に時効が完成した。

○復興貯蓄債券の現状並びに経緯

- (1) 復興貯蓄債券は、復興貯蓄債券法(大正13年7月法律才15号)にもとづき政府が日本勧業銀行をして発行せしめ、これが発行に係る収入金を大蔵省預金部に預入させ、1震災地の復興及び地方産業の振興のため必要用途に融通せしめることを目的として発行された債券であつて、これが実行については復興貯蓄債券命令書(大正13年9月10)により行なわれた。この債券は、大正13年9月

30日才1回が発行されてより昭和3年11月20日に至るまで、11回にわたり発行せられ、その収入金額は

ある。

この収入金は、預金部において復興貯蓄債券収入預金として区分経理されていたのであるが、昭和17年4月1日以降発行債券の全部償還期日到来とともに逐次この収入金は払い戻され、最終発行債券の償還期日である昭和21年5月1日までに、その金額を同行に払戻した。

- (2) 払戻しを受けた日本勧業銀行は、償還事務を行なつてきたのであるが、昭和36年5月1日付をもつて最終発行債券の時効期間が完成したので、時効益金として命令書才14条の規定（時効益金の国庫への納入。）にもとづき一定の整理期間を置き残額全部を一度に国庫へ（資金運用部特別会計才入（雑収入）納入させることとした。

○復興貯蓄債券法並びに旧臨時資金調整法にもとづき発行された債券の元利金、割増金、の時効益金及び運用益金の今後の処理について

- (1) 復興貯蓄債券法にもとづき発行された債券

復興貯蓄債券

債券の元利金及び割増金の時効益金は、同法にもとづく命令書（復興貯蓄債券命令書大正13年9月10）才14条の規定どおり政府に納入すること。

ただし、①外国人保有のもので海外地域に未償還となつてゐると推計される額は除く。②納入期日は、時効益金確定後大蔵大臣の指定する日までとする。

- (2) 旧臨時資金調整法にもとづき発行された債券

- (1) 元本及び割増金

債券の元本及び割増金の時効益金は、政令（「債券収入金等の払いもどし金の損益の計算の方法及び当該損益の帰属に関する政令」以下政令という。）才1条才1項才1号の(四)の規定どおり当該事業年度の益金として経理すること。しかし、同時効益金相当額は、当該事業年度決算終了後政令才3条の規定により国庫へ納付することとする。

ただし、①外国人保有のもので海外地域に未償還となつてゐると推計される額は除く。②納入期日は、当該事業年度決算終了後大蔵大臣の指定する日までとする。

- (二) 運用益金

- (1) 政令才3条の規定にもとづく昭和35年事業年度末

の特別勘定の貸方残高に相当する額は、当該事業年度決算終了後大蔵大臣の指定した日までに国庫に納入すること。（ただし、特別の事由がある場合を除く。）

(ii) 政令才2条の規定にもとづき毎事業年度の特別勘定に経理された額で同勘定の貸方残高に相当する額（政令才1条才1項才1号の(ロ)を除く。）は、毎事業年度決算終了後大蔵大臣の指定した日までに国庫に納入すること。

(3) 外国人保有のもので海外地域に未償還となつてしていると推計された額は、昭和42年度最終処理事業年度に再検討するものとする。

(注)(2)の(ロ)の(i)の特別の場合

昭和35事業年度末における特別勘定の貸方残高に相当する額については、原則として上記のとおり一度に国庫に納入させることが妥当と考えられるが、とくに貴行の要望、並びに運用部としても下記のこととが考慮されるので、昭和36年度以降最終処理事業年度である昭和42年度までの間（7ケ年）年均等額の分割払により国庫へ納入することを了承する。

(記)

(1) 元本及び割増金の時効益金

国内的には時効が完成しているが、対外的には、①平和条約締結国には平和条約議定書にもとづき戦争期間中は時効時間に算入されない。②平和条約未締結国に対しては、今後の交渉を待つ外はない。等の事由により、国内法のみを適用して全額を一度に国庫に納入せしめることは適当ではない。

(2) 運用益金

上記対外的交渉が行なわれた場合、必ずしもこれが元本割増金のみでなく請求出来なかつた間の賠償（利子相当額）の要求があるやも分明し難いので、一時に全額を国庫へ納入せしめることは適当でない。

5. 為替管理法上の取扱い

韓国対日請求権（8項目）についての
理財局案に対する為替局の意見

（36年10月為替局企画課）

- (1) 韓国国民の所有していた日本国または日本法人の発行した国債、株式等の有価証券についての韓国側の弁済請求について、理財局案は、軍令によるもの以外は現物の提出または登録の確認により支払うとしているが、現行の為替管理法上の取扱いでは元本、果実の外貨による支払いは非居住者が終戦前（昭和20年8月15日以前）に取得した証券に限ることとなつていたので、「支払いの方法は、日本の為替管理法の定めるところによる」旨を明記する必要がある。

（注） 現行の為替管理法上の取扱いは、非居住者が終戦前に取得し現に所有している国債及び地方債については元本及び果実の外貨送金を制限免除し、また終戦前に取得した株式については、配当金は制限免除、売却代金は許可ベースにより送金を認めている。

国債、地方債及び株式以外の証券（社債、特殊債）については、元利金の外貨送金を許可した先例はないが

（送金の申請がないため）、その性質上これらのものに

についても外貨送金を許可して差支えないと考えられる。

なお、戦後に円貨により取得した証券については、元本及び果実とも外貨支払を認めていない。

- (2) 終戦後韓国で焼却された日銀券、政府紙幣、軍票等に関する請求に対する理財局案の中に「新券があれば引渡しに應ずる」とあるが、この意味が不明である。かりに新券があれば外貨交換に應ずるとの意味であれば、新券の発行は終戦後（昭和21年）に行なわれ、その輸出は88号省令及び現行為替管理法により船舶及び航空機内で使用する場を除き禁止されているので、現在海外にある円札は、非法な取引によるものであるから外貨交換を認めることはできないので、上記の文言を削除する必要がある。

- (3) 私人対私人の戦前の請求権、たとえば銀行預金、保険金、売掛金等に関する請求について、理財局案は、「本来私人間で解決させるべき問題であるが、在外財産補償の問題を惹起するので、この請求を拒否する」とあるが、

- (1) このような取扱いは、上記(1)の韓国人の所有する株式、社債等の取扱いの考え方と矛盾するように思われるし、また

- (4) 債務者が返済を決意し支払いの許可を申請してきても、

許可しないことにする（円払いについても）のかどうか、
 の2点につき疑問があるので、理財局から説明を求める必
 要があるが、とくに(四)の点については、すでに制限免除し
 たもの（たとえば銀行預金の利子）についてはその実行は
 期しがないと考えられる。

(2) 日本系通貨

1 韓国側主張

下記項目の日本系通貨について請求する。

- (1) 日銀行員立会の下に焼却した分
 （日銀券、政府紙幣、日本軍票、儲備券）
- (2) 動乱中韓国側の手で処分したもの
 （政府紙幣、日銀小額紙幣）
- (3) 現在保有している分

2 韓国側主張額 1525,493,702円13銭

（内 訳）

種 類	金 額	備 考
日本銀行券	1,491,616,748円	日銀行員立会焼却分
“	644,2831	現 物 保 有 分
日 本 紙 幣	23,800,042.90	日銀行員立会焼却分
“	178,153.850	朝鮮動乱中焼却分
日 本 軍 票	214,183.36	日銀行員立会焼却分
日本銀行小額紙幣	218,301.65	朝鮮動乱中焼却分
中国臺灣銀行券	1418,054.72	日銀行員立会焼却分

3 日本側見解

- (1) 日銀行員立会の下で焼却したもののうち

(1) [REDACTED]

[REDACTED]

(a) 軍票、貨債券は、仮りに決済関係が生ずるとしても流通地域の当局（南方諸地域、中国）との間で解決すべきものであり、韓国側に重ねて責任を負うべき筋合のものではない。

(イ) 朝鮮銀行に日銀が寄託していた分は控除すべきである。

(2) その他については、現物確認の上、上記(1)の(イ)に準じて考慮する。（従つて動乱中焼却分の請求には応じない）

（備考）

① 日銀行員の立会は、1946年4月及び47年12月の2回にわたり行われているが、現物をいちいち確認したものではない。（なお行員の持ち帰った焼却証明書と韓国側の証憑資料とは同一のものである。）

② ※「流通過程にあつたもの」としたのは、日銀からの預託分（下記4.備考2.参照）を控除させる意図のほか、さらに、終戦当時鮮銀券の不足に対処するため、日銀券を鮮銀券の代用として使用しようとして [REDACTED] 相当の紙幣（日銀券）を朝鮮に空輸したといわれており、これが未発行のまま本件焼却分に混入している疑

いがあるためである。（ただしこれが立証は不可能であらう。）

4. 日本側調査額

[REDACTED]

(参 考 資 料)

1 終戦前における朝鮮の通貨

終戦前における朝鮮の通貨は、朝鮮銀行券、日本銀行券、補助貨、小額紙幣であつた。

(1) 朝鮮銀行券

朝鮮銀行券は、明治44年3月29日法48号「朝鮮銀行法」と昭和16年3月3日法15号「朝鮮銀行法及台湾銀行法ノ臨時特例ニ関スル法律」の規定にもづいて発行されその流通地域は朝鮮及び関東州であつた。(日本内地には流通が認められなかつた。)

(2) 日本銀行券

朝鮮は日本の領土であつたから、日銀券が強制通用力をもつていたことは当然のことである。

(3) 補助貨・小額紙幣

(イ) 大正7.4.1勅令60号「貨幣法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件」
(貨幣法、明治30.3.29.法16号)

(ロ) 大正6.10.30勅令202号「小額紙幣発行ニ関スル件」
(50銭、20銭、10銭の小額紙幣。20銭、10銭の小額紙幣は損傷紙幣引換のためにする場合を除くのほか、
大正10年4月1日以後これを発行せず(大正9.7.27法6号)

- (イ) 昭和13.6.1勅令387号「臨時通貨法ヲ朝鮮、台湾及樺太ニ施行スルノ件」(臨時通貨法、昭和13.6.1法86号(10銭、5銭、1銭の臨時補助貨幣のほかに50銭の小額紙幣を発行))

2 日銀券に関する在鮮米軍の措置

(1) 米軍占領後の朝鮮の通貨

1945年9月7日付太平洋米陸軍総司令部布告第3号(通貨ニ関スル件)は、南鮮においてA印補助軍票円紙幣を法貨と定めるとともに、朝鮮銀行券はA印補助軍票と等価で交換することができるが、日銀券、台銀券は交換できないこと等を規定した。これにより(A印補助軍票及び)鮮銀券以外の通貨の流通は、太平洋米陸軍総司令官の許可なくしては通用を禁止されることとなつた。

(注) A印補助軍票円紙幣は南鮮における法貨と定められたが、9月17日米軍政府は「米軍票は発行せず。混乱防止のため日本補助貨50銭、10銭、5銭を有効とする」と発表した。

(2) 日銀券に関する措置

- (イ) 1946年2月21日付法令第57号をもつて、日銀券を3月7日までに預入することを命じ、以後通用を禁じた。(3月7日付法令第59号により、預入期間を3月16日まで延長。)

(ロ) 2月25日付銀行指令第5号により、金融機関は日銀券を鮮銀券と交換することはできず、また日銀券を後日引出す目的では預金として入金できないこととされた。日銀券所持者に対しては、その請求により、保管された日銀券に対し保管領収証を発行した。

(ハ) 2月23日付銀行指令第8号により、金融機関に対し1円券以上の日銀券預入受理を命じ、指示あるまで保管することを命じた。(それ以下の補助紙幣は従前通り通用する。)

(ニ) 3月21日付銀行指令第10号により、各金融機関は46年4月2日から16日までに日銀券を本店に移送することを命ぜられた。

(関係法令)

○在朝鮮米陸軍司令部軍政庁法令第57号(1946年2月21日)

「日本銀行券及台湾銀行券の預入」

第1条 (預入命令)

北緯38度以南、南部朝鮮内の自然人及び法人に下記事項を命令する。

- (イ) 1946年3月2日より3月7日まで第2条に列記した金融機関に自然人及び法人が、所有または占有する1円券以上の種類の日本銀行券または台湾銀行券の預入
- (ロ) 1946年3月7日以後、かかる貨幣の輸出、輸入、領収、支払または故意に所有または占有、交付またはその他移転等かかる取引の取扱または従事の禁止

第2条 (指定金融機関)

下記金融機関に預入者の名義で本令により日本円当座で日本銀行券及び台湾銀行券の受理を命令認可する。

朝鮮銀行 朝鮮殖産銀行 朝鮮銀行
朝鮮商業銀行 朝鮮信託株式会社 朝鮮貯蓄銀行
金融組合連合会

各金融機関は下記事項を遵守すること。

- (イ) 本令により預入した銀行券を其他貨幣と区別し保管を継続すること。
- (ロ) 預入期間後、即時預入貨幣額を朝鮮ソウル軍政庁財務局に報告すること。

第3条

本令により日本銀行券及び台湾銀行券の預入当座は引出を許さず、無利子で据置き、現在または将来の貸付または負債の担保として、譲渡流通使用できない。

第4条 (罰則)

本令の条規に違反した者は、軍政裁判所の決定により処罰する。

第5条 (施行期日)

本令は1946年2月21日夜半に効力が生ずる。

1946年2月21日

朝鮮軍政長官

米國陸軍少将 アーチャー・エル・ラーチ

○在朝鮮米國陸軍司令部軍政庁法令第59号(1946年3月7日)

法令第57号中改正「日本銀行券台湾銀行券の預入期限の延長」

第1条 預入期限の延長

1946年2月21日法令第57号第1条(イ)項の1946年3月7日を1946年3月16日に改正する。

第2条 施行期日

本令は1946年3月7日夜半に効力が生ずる。

1946年3月7日

朝鮮軍政長官

米国防軍少将 アーチャー・エル・ラーチ

○銀行指令第5号(1946年2月25日)

- 一、金融機関は、日本銀行券を朝鮮銀行券と交換してはならないし、日本銀行券を後日引出す目的では、預金として入金してはならない。

但し、本局が特に認可した時は、この限りではない。

- 二、日本銀行券は、その所有者の請求で保管され、同時に保管に対し、保管領収証を発行する。

保管引受後は、引出されたはこの資金に対する貸金或は前貸を行つてはならない。

○銀行指令第8号(1946年2月23日)

「日本銀行券の預入等に関する件」

- 一、1946年2月21日附告示第57号により円券以上の日本銀行券の預入受理を命ず。

この預入は、日本銀行券預入勘定下に取扱われ、貴行の他資金と分離し、資産負債表に記入しないこと。

預入れられた日本銀行券は、後日指示がある時まで、各銀行にて保管すること。

- 二、日本銀行券以下の補助紙幣は、以前の如く通用すること。
六、日本銀行券預入は3月2日から7日までとする。この期間経過後には、日本銀行券壹円以上は、預入してはならない。

○銀行指令第10号(1946年3月21日)

「日本銀行券及び台湾銀行券の保持禁止に関する件」

- 一、各金融機関は、1946年4月2日より同16日まで、保管預入された日本銀行券及び台湾銀行券を全部即時に各々その本店に移送し、同時にその保管領収証第3号を添付すること。
三、右銀行券移送後には、各支店は、日本銀行券を保持することを禁止する。

各銀行又は支店が補助貨以外の日本銀行券を引受ける時は、嚴重に処罰する。

3. 日銀券等の焼却状況

(1) 第1回目の状況

(i) 焼却場所、方法及び実行日

京城の朝鮮銀行本店及び朝鮮書籍印刷株式会社（朝鮮銀行管理工場として銀行券を印刷していた）の暖房用ガ
イラーで1946年4月2日から4月20日の間に焼却さ
れた。

(ii) 焼却立会者

朝鮮軍政庁財務局長 Charles Gordon 中佐
連合国総司令部経済科学部 Eugene F. Flanagan 少佐
朝鮮銀行理事 クーヨンス
日本銀行検査役 山本 弘

③ 中央儲備銀行券

朝鮮銀行保管日本政府
預託分

④ 日本軍票

朝鮮銀行保管日本政府預託分

1937年軍票

1941年軍票

(2) 第2回目の状況

(i) 焼却場所、方法及び実行日

場所、方法は第1回目と同様、47年11月8日から
11月14日（10日を除く）の間に焼却された。

(ii) 焼却立会者

朝鮮軍政庁財務局顧問朝鮮銀行総裁 Roland D. Smith

連合国総司令部経済科学局 James C. Smith

朝鮮銀行理事 スン チュ チェイ
崔 澈 周

日本銀行券券局総務課長 中 島 福 三 郎

③ 日本軍票

a 1945年軍票

朝鮮銀行所有分

b 1937年軍票

朝鮮銀行保管日本政府預託分

④ 中央儲備銀行券

朝鮮銀行所有分

(3) 両次分計

① 日本銀行券

a 券種別内訳

b 所有者別

② 日本政府紙幣

朝鮮銀行所有分

朝鮮銀行保管日本政府預託分

計

③ 日本軍票

朝鮮銀行所有分

朝鮮銀行保管日本政府預託分

計

④ 中央準備銀行券

朝鮮銀行所有分

朝鮮銀行保管日本政府預託分

計

4. 日銀券焼却に関する諸証拠資料

（注）第 6 次会談請求権委員会で韓国側は焼却立会日銀行員が

持ち帰った英文証拠資料と同一の資料を提出している。

○ 第 1 回 焼却分

April 22, 1946

The under signed, hereby, certify that the following amount of the Japanese currencies have been duly destroyed during the period from April 2nd to April 20th, 1946 at the furnaces of the Bank of Chosen, of the Capital Building and of the M.G. Publishing house, located in Seoul, Korea:

1. The Bank of Japan Notes ¥1,201,710,769.-
2. Japanese Government Currency Notes ¥12,500,000.-
3. The Central Reserve Bank of China Notes (Yen value) ¥1,374,550.11
4. Japanese military Currencies (Yen value) ¥192,378.36

Witness: Charles Gordon, Lt. col, F.D.

A.H. Mitund For The U.S.A. military Government in Korea:

Major, L.L. Eugene F. Flanagan, Major, A.C.

Johnking For The General Headquarters, AFPAF:

Koo Yong Su, Director

For The Bank of Chosen:

H. Yamamoto, inspector

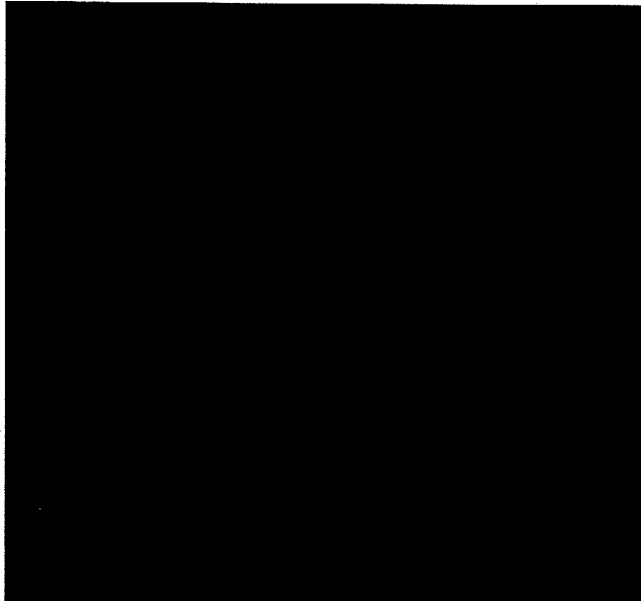
For The Bank of Japan

Notes:

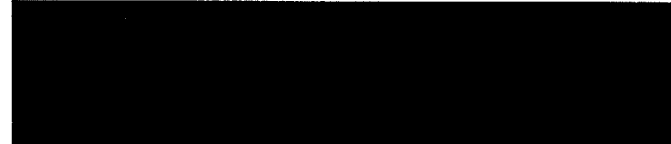
1. The particulars of the destroyed Japanese currencies is attached.
2. ¥4,000,000 of the Japanese Government currencies in Item 2 and the whole amount of Item 3 and 4 are the custodies of the Bank of Chosen for a/c of the Japanese Government,

Particulars of the destroyed Japanese Currencies.

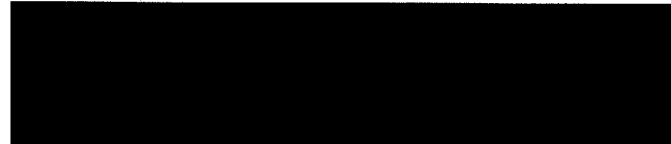
1. The Bank of Japan Notes;



2. Japanese Government Currency Notes;



3. The Central Reserve Bank of China Notes:



4. Japanese Military Currencies:



○ 第 2 回 焼 却 分

November 14, 1947.

The undersigneds, hereby, certify that the following amount of the Japanese currencies have been duly destroyed during the period from November 8th to November 14th, 1947, at the furnaces of the Bank of Chosen and of the M. G. Publishing House, located in Seoul, Korea.

1. The Bank of Japan Notes....289,905,979.00 yen
2. Japanese Government Currency Notes 11,300,042.90 yen
3. Japanese Military Currencies.. 23,805.00 yen
4. The Central Reserve Bank of China Notes yen value..... 43,506.61 yen

For the U.S.A. Military Government in Korea:

Roland D. Smith DAC. Dep't. of Finance

For the General Headquarters, SCAP:

James C. Smith DAC. GHQ. SCAP-ESS

For the Bank of Chosen:

Soon Ju Chey, Director

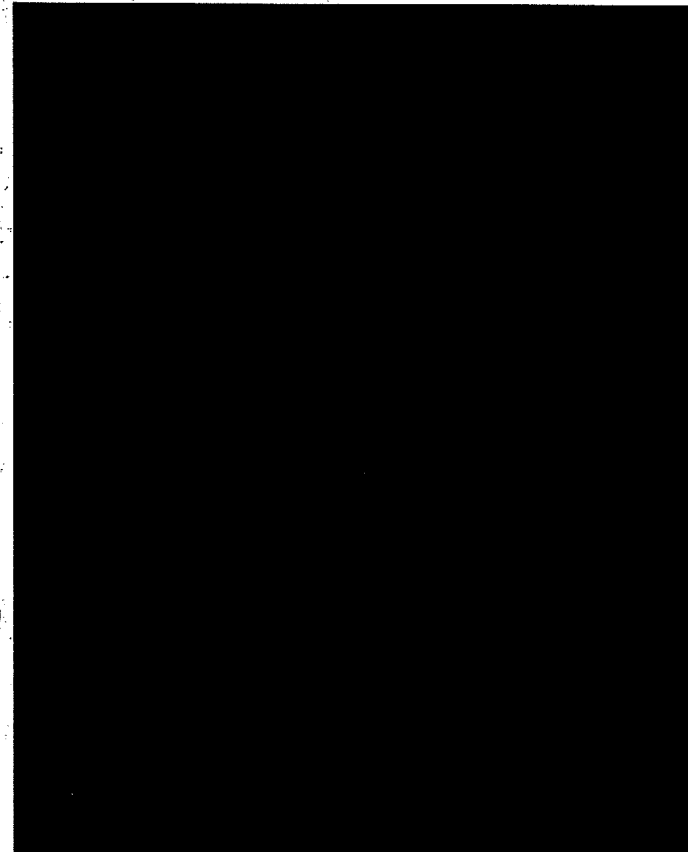
For the Bank of Japan:

F. Nakajima, Chief, General Managing Sec.,
Issue Dep't.

- Notes:
1. The particulars of the destroyed Japanese currencies is attached.
 2. 580.00 yen of the old Military Currencies in Item 3 are the custodies of the Bank of Chosen for a/c of the Japanese Government.

Particulars of the destroyed Japanese Currencies.

1. The Bank of Japan Notes;

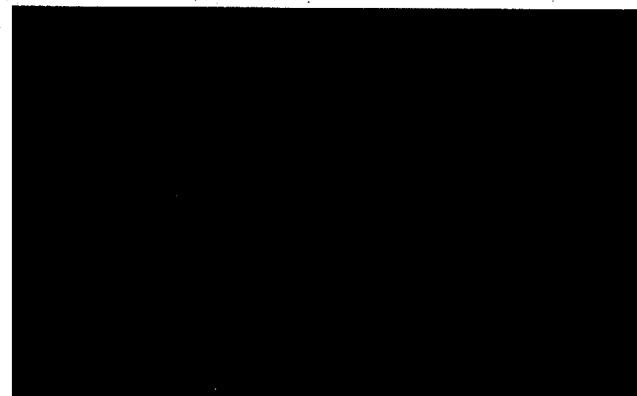
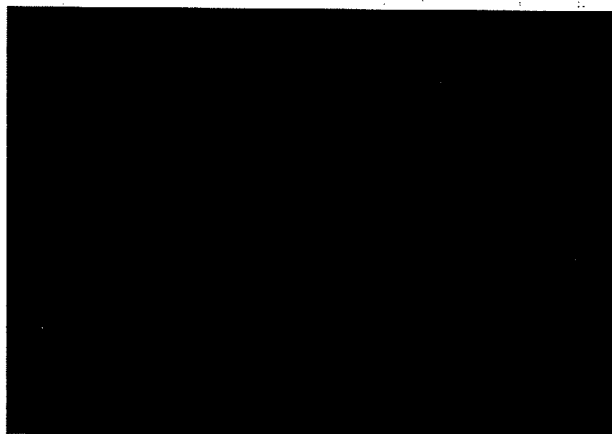




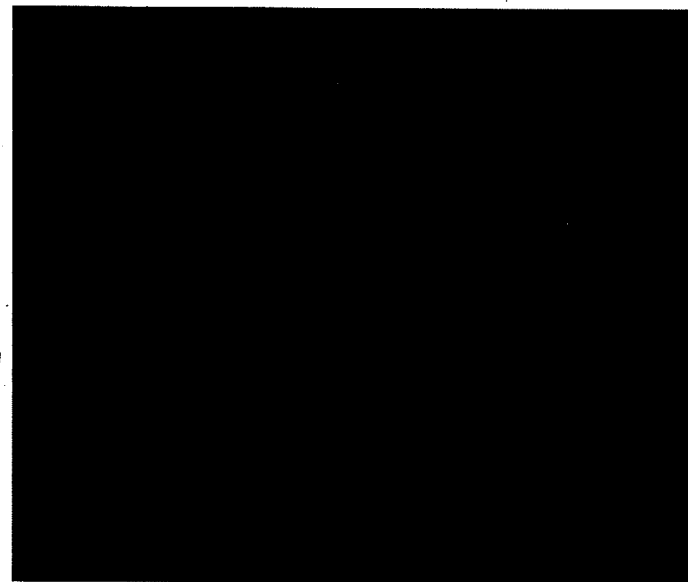
2. Japanese Government Currency Notes;



3. Japanese Military Currencies;



4. The Central Reserve Bank of China Notes;



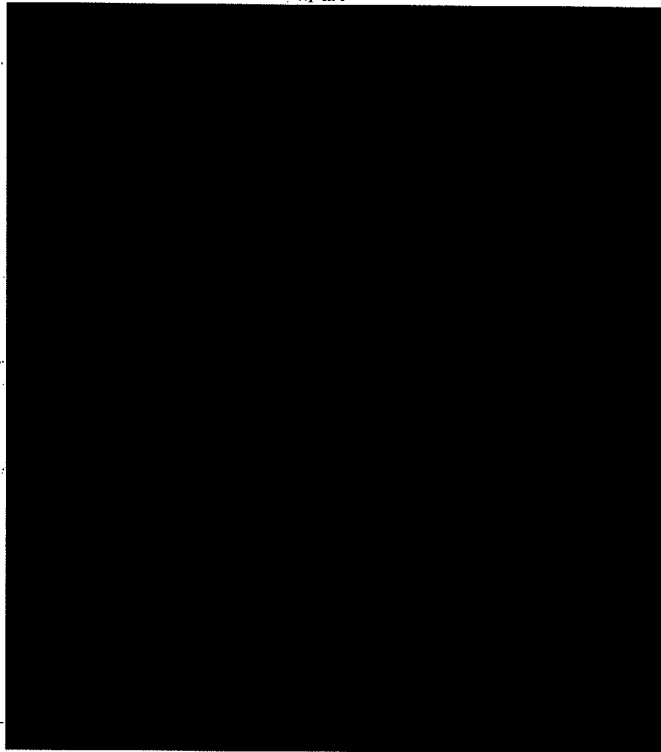
○第1回焼却後、総司令部から在鮮米軍政庁へ渡した文書

2 May 1946

TO : USAMGIK

From : ESS-G.H.Q.

Subject : a/c Entries between Bank of Chosen and
Bank of Japan



○第2回焼却前、在鮮米軍政庁から

総司令部へ日銀行員の立会を求めてきた文書

HEADQUARTERS
UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN
KOREA
APO 235 Unit 2

MGFIN 321. 011

25 September 1947.

SUBJECT: Request for Bank of Japan Official to
Supervise Destruction of Bank of Japan
Notes.

THRU : Commanding General, United States Army
Forces in Korea.

TO : Supreme Commander Allied Power, APO 500.

1. The Bank of Chosen now has in its vaults more than three hundred million won in Bank of Japan notes, which are no longer legal tender in Japan. These were accumulated under USAMGIK ordinances 57 and 59.
2. In order that a claim may be filed against Bank of Japan, it is requested that an official of the Bank of Japan be sent to Korea to destroy these notes, and certify the amount destroyed.
3. In March 1946, an official of Bank of Japan accompanied by an Army Officer came to Korea and burned Bank of Japan notes amounting to 1,200,000 won.
4. The Bank of Chosen is urgently in need of vault space. These Bank of Japan notes are stored in 1,000 wooden boxes and use 3,000 cubic feet of Bank of Chosen vault space.

FOR THE COMMANDING GENERAL:

TFXAG 123.7

1st Ind

HEADQUARTERS, UNITED STATES ARMY FORCES IN KOREA,
APO 235,

TO: Supreme Commander for the Allied Powers,
APO 500.

5. 焼却日銀券に関する問題点

(A) 事 実 面

(1) 日銀行員の確認方法についてどう考えるか。

(i) 日銀立会者(第2回目)の話では、実際に券種、枚数に当たってみて確認したわけではないが当時の状況として占領軍及び朝鮮側でこの金額に作為を加えたと思われるような気持は抱かなかつたとのことである。(おそらく、在鮮米軍政庁としては日本銀行券の新円切換の際、旧券を回収して新券との交換を要求する腹ではなかつたか、と思われる。)

(ii) 現在となつては、この確認方法は不十分である、といつて争うわけにもいかないであろう。

(2) 未発行日銀券が含まれているかどうか。

(i) 旧朝鮮銀行関係者の話によると、終戦当時、鮮銀券の印刷が間に合わなかつたため、日銀券(用紙として)を鮮銀券に代用させるため約 [] 分を朝鮮に空輸した事実があるとのことである。([「鮮銀券」のスタンプを押すつもりしかつたが、実際に押したかどうか不明。])(朝鮮銀行略史にも同趣旨の記述がある。)

(ii) 第5次会談において、韓国側は、焼却分については

このようなものは入っていないと述べて否定している。

(3) 韓国側の日銀券取得経路(とくに鮮銀所有分)の問題

(i) 終戦時における朝鮮銀行の在鮮手持日銀券は [] に満たなかつたもの(注1)と推定されるので、前記鮮銀所有分(約 [])には①在鮮日系金融機関手持分、引揚日本人の遺留分が含まれているものと考えられ、②また引揚朝鮮人が合法的に携行した日銀券(注2)が上陸港において朝鮮銀行(米軍接收後の)により交換されているのでこの分も含まれているものと考えられる。(注3)

注1 昭和20年3月31日現在の朝鮮銀行南鮮6カ店保有の日銀券は [] にあつた(朝鮮銀行資料)。

○日本銀行券保管高 (20331 現在)

京城本店

釜山支店

大邱支店

麗水支店

木浦支店

光州支店

羅津支店

計

(朝鮮銀行「第72期諸計算書」中「銀行券発行高並びに保証出納報告」による。)

2 引揚朝鮮人に対しては、1人当り1000円までの日銀券の携行が認められていた。

3 第5次会談で韓国側は、引揚者の携行によるものの分はないような口振りであつた。

(4) 「各預託者分」とは、おそらく日系通貨預入令等により預入された分をいうものである。

(4) 新券約 [] を焼却した問題

新券、証券貼付券が含まれているのは、新円切換後日本から引揚げた朝鮮人、密出入国者等によつて持込まれたものと考えられる。

注1 韓国側は、焼却分に新券は含まれていないといっている。

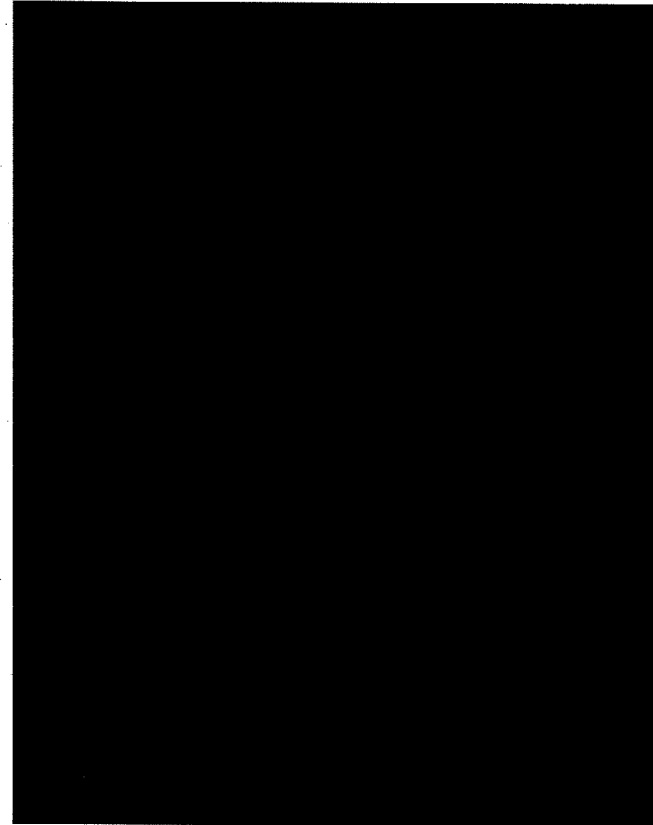
2 第1次焼却後G. H. Q. から在鮮米軍政府へ送つた文書中で、今後は新券を焼却しないよう申し入れているのに、第2次焼却のとき新券 [] が焼かれている。

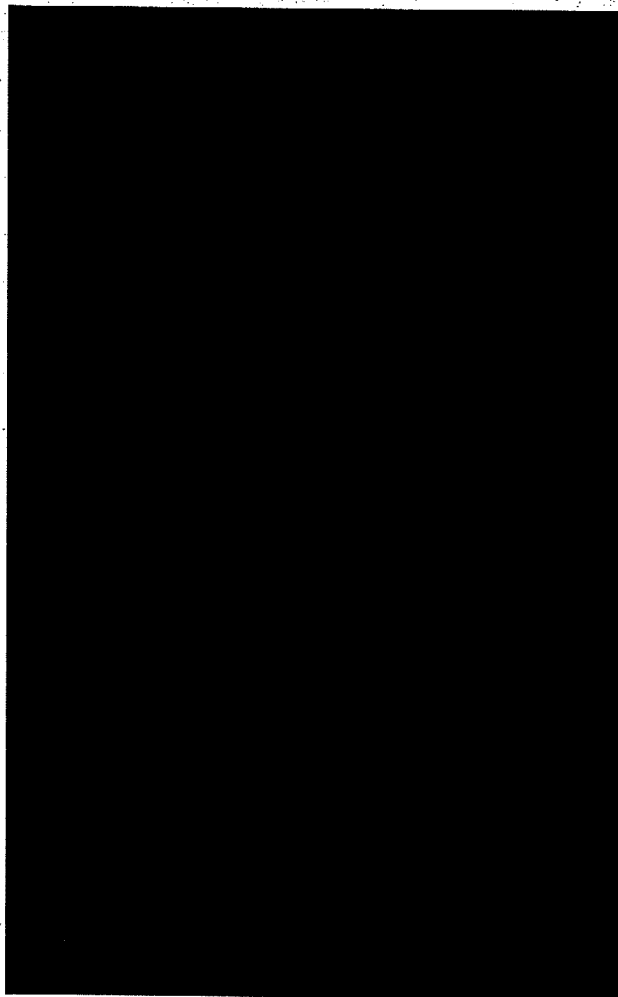
(5) 焼却の理由はなにか。

第2次焼却の前に、在鮮米軍からG. H. Q. に到着した

文書によると、“朝鮮銀行の金庫のスペースがない”ことを理由にしている。

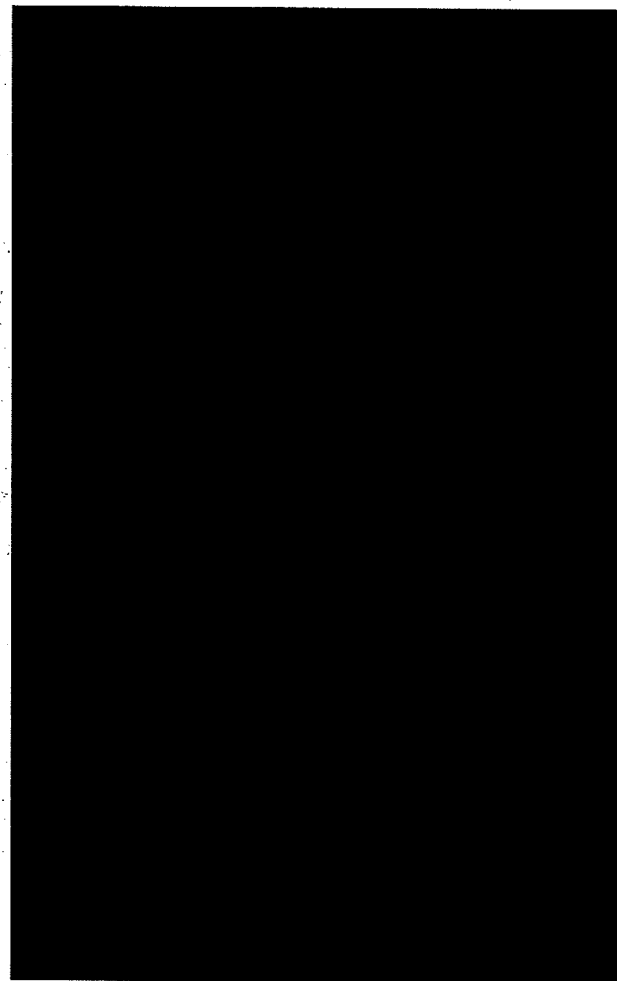
(4) 法 律 面



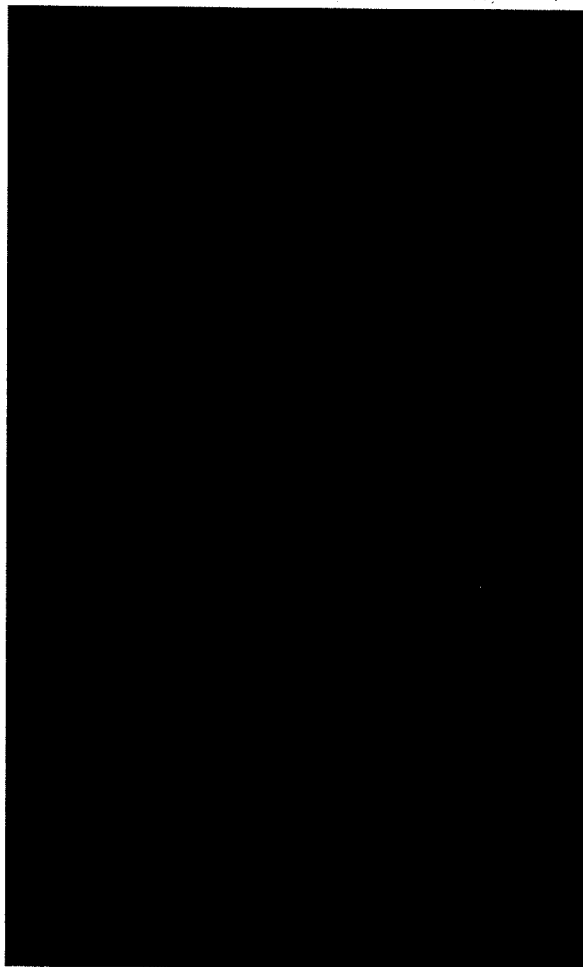


- 82 -

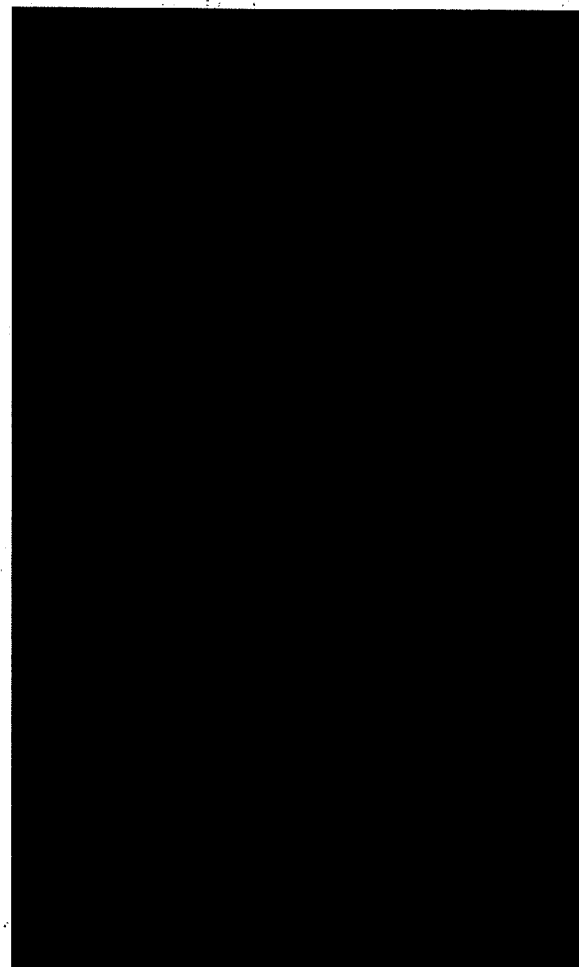
45



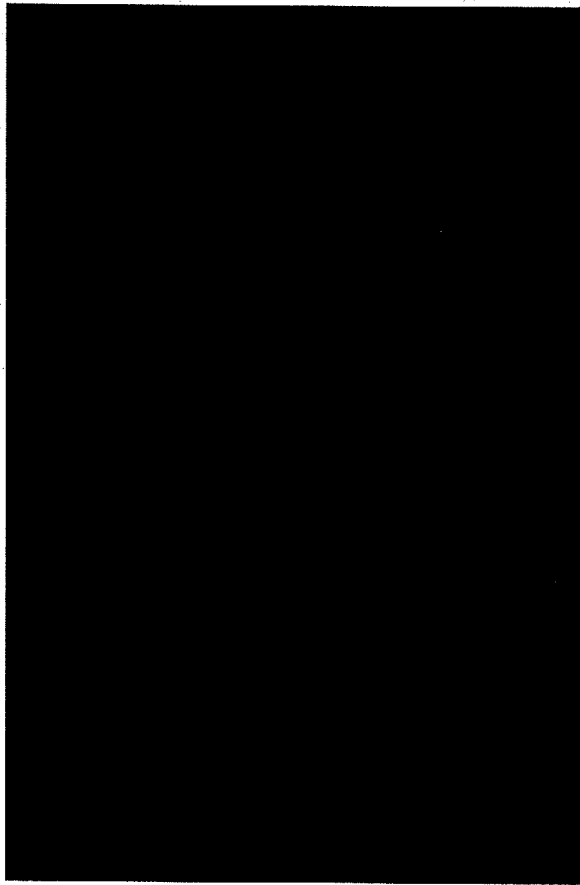
- 83 -



- 84 -



- 85 -



(備考)

この点について、第5次会談で韓国側は、

「勝手に焼いてしまったものだから請求を認めないという態度はおかしい。通貨債務の問題として論じ合うのであれば、まだ話はわかるが」とやや憤然とした表情であつた。

(注) 日本における日銀券引換の規定

1 日銀法第35条及び損傷日本銀行券引換規程第1条によると、「染汚、毀損その他の理由により通用し難き銀行券にして表裏両面を具備したもの」及び「銀行券の細片を合し同一銀行券の紙片なることを認め得るもの」についてのみ引換えを認めている。

2 日銀券預入金等を廃止する法律附則では、引揚者についての旧券引換の規定を設けているが、これは引揚者(本邦に永住の目的をもつて到着したもの)についての政策的見地からする特例であり、それもあくまで旧券現物を呈示しての話である。

○旧銀行券未決済勘定の受払の推移（日銀調）

日 付	摘 要	金 額
21.4.1	旧銀行券発行高相当額 (銀行券発行高より除去 し区分整理したもの)	
22.12.1	証紙貼付銀行券発行高相当額 (銀行券発行高より除去 し区分整理したもの)	
22.7.1	小額銀行券発行高相当額 (銀行券発行高より除去 し区分整理したもの)	
30.12.14	勤銀部支店寄託銀行券の一 部返還をうけたのに伴い受入	
日 付	摘 要	金 額
22.5.7	預入令関係事務費を振替払出 (22.4.28 蔵銀第429号 (を以て承認、本行基金として受入)	
22.12.2	証紙貼付銀行券回収手数料を振替払出 (22.11.21 蔵銀第984号 により承認)	
22.12.20	「預入令」第5条第3項に基く 国庫納付金 (22.12.8 蔵銀第1020号に よる)	
23.1.1	預入令関係事務取扱手数料振替払出 (代理店分) (23.2.28 蔵銀第630号による)	
24.1.10	同 上	
30.5.20	小額通貨整理及び繰上計算に関する 法律(昭25法律第60号) 第9条及施行令第8条に基く国庫納付 (蔵銀6022号)	
21/4 ~33/5	新券との引換高(累計)	
33.5.31	旧銀行券未決済勘定残高	

(33.5.31 現在)

○日本銀行券預入令等を廃止する法律

(昭29.4.10法66号29.7.1施行)

付 則 (抄)

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和20年9月24日以後に本邦(当該政令で定める地域を除く。)に到着した者(以下「引揚者」という。)が引揚の際携行した旧日本銀行券(旧日本銀行券預入令第1条の規定により強制通用の効力を失った日本銀行券をいう。以下同じ。)で左の各号に掲げるものについては、当該引揚者又はその相続人は、当該各号に掲げる期間内に、日本銀行に対しこれを次項の規定により新日本銀行券(引換の際現に通用する日本銀行券をいう。以下同じ。)と引き換えることを請求することができる。

一 旧外国為替管理法(昭和16年法律第83号)、旧金、銀又は白金等の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件(昭和20年勅令第578号)、旧財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令(昭和24年政令第199号)若しくは外国為替及び外国貿易管理法(昭和24年法律第228号)又はこれらに基く命令の規定により携帯輸入が認められなかつたため税関に寄託されていた旧日本銀行券その返還を受けた日から3月以内(この法律の施行前に返還を受けている場合には、この法律の施行の日から3月以内)

- 二 昭和28年9月1日以後この法律の施行の日から2月を経過した日前に本邦に到着した引揚者が引揚の際携行した旧日本銀行券 この法律の施行の日から3月以内
- 三 この法律の施行の日から2月を経過した日以後に本邦に到着した引揚者が引揚の際携行した旧日本銀行券 本邦に到着した日から1月以内

3. 前項の規定により引換を請求することができる新日本銀行券の金額は、引揚者1人につき、左の各号に掲げる金額とする。

一 旧日本銀行券の券面金額の合計額が5万円以下であるときは、旧日本銀行券の券面金額1円に対し1円の割合で計算した額

二 旧日本銀行券の券面金額の合計額が5万円をこえるときは、5万円につき前号の規定により計算した金額と、5万円をこえる金額につき旧日本銀行券の券面金額1円に対し70銭の割合で計算した金額との合計額。但し、当該合計額が20万円をこえるときは、20万円とし、1円未満の端数を生じたときは、1円として計算する。

4. 第2項の規定により旧日本銀行券の引換を請求しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、自己又はその

被相続人が引揚者であり、且つ、その引揚の際当該旧日本銀行券を携帯したことを立証しなければならない。

5. 日本銀行は、第2項の規定による引換の請求があつたときは、直ちに旧日本銀行券と引き換えに第3項に規定する金額の新日本銀行券を交付しなければならない。

○戦災被災銀行券の取扱について（日銀資料）

1. 根拠

昭和19年8月9日官房秘令第234号を以て大蔵大臣より「昭和19年7月31日付審秘第124号申請其ノ行戦災被災日本銀行券ニ関スル非常措置方ノ件認可」された。（根拠法は明示されていない）

2. 非常措置の内容

(i) 預貯金の受入れをなす金融機関（含信託会社）の保有する日本銀行券の被災につき、左の要件を具備するものは、当該被災銀行券に対し代り金を交付すること（代り金の交付は、現金交付、預金受入、其他適宜の方法による）

イ、保管場所が直撃弾を受けたこと等により完全被災した

こと。

ロ、保管銀行券の内訳が、毎日少なくとも他の2ヶ店舗以

上に通知しておく等の方法により、明確であること。

ハ、所轄警察署長等の罹災証明（能う限り詳細）等参考となる書類を添付すること。

ニ、願書の提出期限は罹災の日より1月以内（可及的速かに）。ただし特別の事情ある場合は経過後もとくに詮議することあり。

(2) 願書は、戦災減失日本銀行券審査会の議を経て減失額を認定し、その認定額に対し代り金を交付する。

(3) 審査会の構成

会長・・・・・・日本銀行総裁

委員・・・・・・大蔵省高等官、日本銀行職員より会長委嘱

(4) 代り金交付のときは適当な担保を徴求すること。

(5) 本件は一般に公表しない。

（金融機関に対して、概要を内報）

3 適用地域の拡張

昭和20年1月（審第22号）により適用地域を下記の通り拡張

(1) 取扱を朝鮮、関東州、台湾、満州にも及ぼすこと。

(2) 願書の受理、代り金の支払いは本行代理店で行なうこと。

(3) 朝鮮、関東州は戦災減失朝鮮銀行券審査会

台湾は 戦災減失台湾銀行券審査会

満州国内は 時局災害困窮

の意見を付し、本行審査会に回付すること。

なお朝鮮での取扱いの対象となる金融機関次の通り

「銀行、信託会社、金融組合、金融組合連合会、恩給金庫、無尽会社、保険会社、東拓」

4 審査会実施状況

第一回（20.8.29）（沖縄興銀本店分

6件（東海清水支店分

（安田貯蓄殖産支店分

（同 荒川支店分

第二回（20.11.27）

（富山市奥田農業会分

（富山県農業会富山市支部分

（安田銀行福井支店分

第三回（21.1.16）

（芸備今治支店分

（十八浦上支店分

（同 松山町支店分

第四回（21.7.24）

（鹿兒島興業大島支店分

6. 軍票に対するわが国の責任について(31年9月理財局外債課)

(注) 本稿は、主として南発券の責任に関連してまとめられた資料であるが、本項目の軍票関係の考え方、及び通貨責任の問題等に関係があると思われるので参考のために転載した。

(1) 本稿において軍票として取り扱う通貨の範囲

日支事変及び太平洋戦争中、わが国が軍費調達のため使用した通貨は、

① 純然たる軍票 太平洋戦争前大陸方面、太平洋戦争中主として香港及び海南島地区で使用した円表示のもの、及び太平洋戦争開始後昭和18年4月1日付南発券発行に到る間マレイ、北ボルネオ地区：ドル表示、比島地区：ペソ表示、東印度地区：グルデン表示、ビルマ地区：ルビー表示、濠洲地区：ポンド表示、等の占領地域で使用した現地通貨表示のもの。

② 南発券 昭和18年3月付大東亜大臣達、南発券発行要領にもとづき同年4月1日から発行されたものであるが、発行主体が政府から南発に変っただけで、券の種類、様式及び流通地域は上記現地通貨表示軍票と全然同一のもの。

③ 特別円協定にもとづく現地通貨 仏印及びタイ地区

④ いわゆる円系通貨 連銀券：昭和15年6月16日旧鮮銀、7月15日旧正金と連銀間に結ばれた等価預金契約にもとづき、上記日本側銀行に対する連銀預金を引当にして調達されたもの、儲備券：昭和18年4月1日付軍票の新規発行停止後、旧正金、儲銀間の預け合い勘定により調達されたもの、豪匯銀行券：連銀を通じて旧鮮銀に対する連銀預金を引当として調達したもの、清銀券：清銀が日銀の代理店として清銀に対する日銀預金から払出したまたは立替払いを行なつたもの及び昭和19年4月1日付清銀正金間契約で正金が借入したもの。

等があるが、本稿で軍票として取り扱うものは、①の軍票及び②の南発券に限り、③の現地通貨及び④の円系通貨は、それらの外貨取得の対価としてわが方の金融機関に未払いとして残されている預金債務に対する政府の責任の有無及びその性質といった角度から別にとり上げるにとどめるととする。

(2) 通貨の法的意義

軍票もまた通貨の一形態である以上、戦時中わが軍が使用した軍票に対するわが方の責任を論ずるに当り、まず通

貨の法的意義を明確にする必要がある。この場合、具体的
形体を持つ一つの勘定としての通貨の有する意義と、一つ
の抽象的概念としての通貨の有する意義とを区別して考え
なければならない。

(1) 具体的勘定としての通貨

クナツプ以来一般的に認められている通貨の国家理論
によれば、通貨とは、一定の地域を支配する法の主体が、
その地域内における一般的支払手段として、発行または
発行を認める一定の呼称及び計算単位を有する勘定をい
い、この場合法の主体が適法政府であると反乱軍または
占領軍であることを問わず、事実上当該地域を支配してい
れば足りるとしている。従つて、わが軍が使用した軍票
も国際法上適法な通貨としての取扱を受けると考えられ
る。

この通貨の国家理論からの当然のコラテラルとして、
通貨は、一旦通貨として認められた以上、当該地区を支
配する法の権威によつてその強制通用力を否認されない
限り、その通用力を維持するという性格を持つこととな
る。

(2) 抽象的概念としての通貨

抽象的概念としての通貨は購買力を意味し、その価値が
一般的経済原則に従つて変動するとする点については、
現在のところ関係学者の意見は大体一致をみていると思
われる。

(3) 占領軍の通貨政策の3形態

条約による別段の定めがある場合のほか、現在のところ
他国の通貨制度の保護について國家の一般的義務を定める
国際慣習法は未だ確立していないとのことであるが、以下
に述べる方法は国際法上適法なものとして認められてい
ることである。

(1) 被占領地域の通貨を使用する場合

ハーグ陸戦法規第43条により、占領者は絶対的の支
障なき限り占領地の法秩序尊重の義務を負っているのだ
この方法が同条の精神にいちばん近いものといえる。わ
が国の例でいえば、特別円協定によりわが国が仏印及び
タイで採つた方法がこれであり、中国、蒙疆地区等で現
地証券銀行と正金間契約にもとづき現地の円系通貨を使
用した方法がこれに類するといえよう。この場合、これ
らの現地通貨取得の対価として日銀及び旧正金に残存す
る預金債務が戦後処理の対象となる。

(註) G、H、Q が日本占領時代に、日本国内では日銀券を使用し、米軍票は米軍隊内でのみ使用していた例。米軍進駐後日本大蔵省の努力により、米軍が準備していたB号軍票の日本国内での使用の阻止に成功した。

(ウ) 軍票又は新通貨を導入する場合

新通貨導入の例としては、ドイツが第一次大戦中ベルギーで同国の民間銀行ソシエテ・ヂエネラルに命じて発行した新通貨がある。軍票導入の例としては今次大戦中連合国側が使用した例が多数あり、いづれも本國に各自の本国通貨をもつて特別勘定を設けて軍票発行の保証準備としているが、この場合の発券国の責任については、次の(4)で別に評論する。

(ク) 自国の通貨を導入する場合

この例としては、今次大戦中米軍が使用したイエローシール・メラー及び独軍が使用したライヒスクレディットカッセンシャイネがあるが、この場合、その戦後処理の全責任が導入者側にあることを注意しなければならない。

(4) 軍票の発行準備と発行に対する責任及びその戦後処理責任の所在

軍票発行国の責任を論ずるに当り注意すべき点は、軍票発行に対する保証準備の問題とその発行に対する責任、及びその戦後処理責任の所在の問題を区別しなければならない。

(イ) 軍票発行準備の形態

今次大戦中ドイツは、ポーランドにおいて同国所在の全不動産に担保物権を設定して、同国中央銀行を通じて発行した軍票の保証準備(カバー)としたものであるが、通常占領軍が軍票を発行する場合は、上記(3)、(ウ)で述べたごとく、各本國に目国通貨でクレジット勘定を設定しそのカバーとしているようである。

このクレジット勘定は、通常軍費調達のために追加購買力として発行された軍票の額に見合うものであるから、戦後の軍票処理に当つてその支払問題が関係国政府間の問題として生ずる可能性があり、また賠償額算定に当つて有力な資料として取り扱われる筋合にはあるが、その本質は軍票の信用保持にあり、軍票所持人の私法的債権の対象となるべきものではなく、また当然には被占領国政府の支払請求の対象となるものでもない。軍票は通貨であつて、国債ではないのである。

(b) 軍票発行責任の所在

軍票発行の責任に関する連合国側の見解は、占領軍が軍票を導入する場合、占領軍自体のクレジットをエンゲージするのではなく、被占領国のクレジットをエンゲージするとする主旨のものである。

このクレジットをエンゲージするという語の意味は明瞭でないが、軍票もまた通貨の一種である以上、通貨の国家理論に従い、通貨がその流通地域の一般的支払の手段として当該地区を支配する法の権威によつて認められた動産であると解することは、通貨がその流通地域内においてのみ、その通貨としての価値を有することを意味するので、通貨が実質において当該地区の全経済力によつて担保されていること、すなわち、当該地区の責任において流通していることを意味すると解される。

このことは、通貨の国家理論の第二の側面、すなわち、通貨は、法の主体が変わった場合でも、新たな主体によつてその強制通用力を否認されるまでは、当該地区の通貨としての資格を維持すると解されている点からも裏書きされよう。本来通貨はその流通地域の経済組織と不可分の一体をなすものであるから、その管理または処分は、

つねにその与えられたときにおいて現実にその地域を支配する法の主体の責任において、公益の観点から行なわれるべきものであるとする思想は、イタリア平和条約にも採用されており、また、現実に各国の採った戦後措置によつて裏書きされている。

(c) 軍票の戦後処理責任の所在

軍票の戦後処理について被占領国の適法政府の負う義務については、未だ国際法上何等明確な規定はなく、ただ単に軍票処理に責任を持つて当ることが期待されている程度だとのことであるが、現実には通常大多数の被占領国政府は、軍票と自国通貨の交換を待つてゐるようである。ただし、軍票といえども、自国の通貨組織の一部として現実に流通している以上、当然の措置といえよう。所詮被占領国の通貨機構に対する地位は、管理人又は用益権者であるにすぎないのである。

これらの事実から引き出される結論は、軍票発行によつて生じた損害の処理は、関係国政府間の問題として当然提起されるべきものと予想されるが、軍票自体の通用力否認によつて生じた軍票所持人の損害の処理は法的には、流通地域国の国内問題として、所持人と当該国政府

間で解決されるべき性質のものであるとする考え方である。
ろり。

(b) わが国の軍票発行形態及び戦後の国内処理

(i) 円表示軍票

(a) 様式及び流通区域

円表示軍票は、昭和12年10月22日閣議決定、軍用手票発行要領及び同日付大蔵大臣達、支那事変派遣部隊経費支弁軍用手票取扱手続にもとづき北支を除く支那地区の軍費及び仏印地区の俸給等軍隊内部の支払のためにわが国政府によつて発行されたものであり、その様式は、甲、乙、丙、丁、戊及び3号に分れていた。この様式の区分は単に形式的なもので、当初の日銀兌換券を日銀兌換券等の文字を赤線で抹消したものから、新様式の軍票に至るものまであり、発行準備の進捗に見合つて変化したものであつたが、そのいずれも券面に日本帝国政府の文字が印されており、3号券を除き日本通貨との交換を約する文言が印刷されていた。

この軍票は事変の進展とともに北支を除く支那地区で広範囲にわたり使用されていたが、昭和18年4月

1日以降備蓄券流通地域ではその新規発行が停止され、その後は香港及び海南島地区で使用されていた。新規発行停止後も、その既発行分がひろく大陸方面で流通しておつたことはもちろんである。

(ii) 発行手続

上記昭和12年10月22日付軍票取扱手続によれば、軍票の発行手続は、理財局長が所用の軍票の種類枚数等を印刷局に通知し(第3条)、でき上ると、その、日銀引渡しを命じ(第5条)、日銀はこれを別口預金に受け入れ、国庫金総括科目「軍票発行高」に整理し(第6条)、陸海軍の支出官が資金前渡官に軍票で資金を交付する場合は、その振出小切手に軍票の種類及び枚数を記した内訳書を添付することとし、(第8条)、日銀はそれに従つて軍票の払出をするのであるが、その受払の都度、軍票受払簿にこれを記入し受払高を大蔵省に報告する(第9条)、方法によつていた。

この手続上注意すべき点は、軍の支出官が行なう支出行為は円貨で行なうのであるが、前渡官吏が実際に受領するのは軍票であるから、現実に国庫金の支払い

が行なわれるのは軍票と円貨の交換が行なわれる時であり、それまでは単に日銀の軍票受払簿の数字に移動があるにすぎない点である。すなわち、政府は軍票発行のカバーとして別口預金設定等の手続をとっていないのである。

なお、円表示軍票の発行残高（回収未済額）は現在 [] である（国庫課調）。

(4) 現地通貨表示軍票（南発券を含む）

(a) 様式及び流通区域

この種軍票は、昭和16年10月31日付総理、大蔵、陸、海四大臣間決定、外貨軍票発行要領にもとづき、同日付大蔵大臣達、南方外貨表示軍票取扱手続により発行されたものであるが、その後、昭和18年3月付大東亜大臣達、南方開発金庫券発行要領により、同年4月1日から発行された南発券に吸収されたものである。（さきに(1)で述べた通り、この種軍票と南発券はその種類及び様式は全然同一（同要領第3条）であり、既発行の軍票は国庫に対する整理の関係を除きすべて南発券として取り扱う（同第11条）ことになっていた。）

その流通地域は、ドル：マレイ及び北ボルネオ地区、ペソ：比島地区、グルデン：東印度地区、ルビー：ビルマ地区、及びポンド：豪洲地区である。上記南発券中、ドル及びグルデンはいづれもその券面に日本政府がドル、グルデン等それぞれの現地通貨呼称の通貨と交換を約する旨の記載があつた。

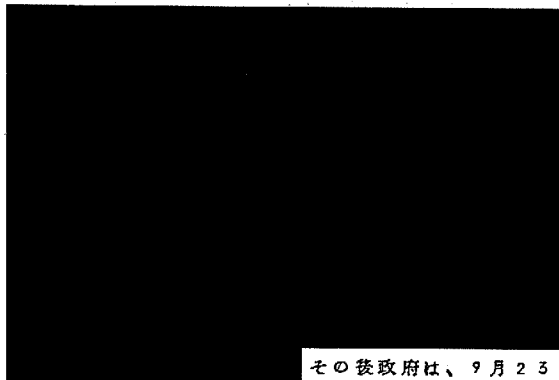
(b) 発行手続

南発券発行前の軍票の発行手続は円表示軍票の発行手続と大差はないが、南発券の発行は大東亜大臣の監督のもとに南発により行なわれ、発行額が南発券台帳に記入される仕組みになつてゐた。なお、昭和18年3月末までの軍票発行高は [] 全額南発に承継されて政府借入金として計上されている。

ほかに陸軍会計の外資金庫からの借入金として計上されている南発券が [] ある。（閉鎖機関側の数字によれば、昭和20年9月29日現在南発券発行残高は約 [] になつてゐるが、その推定発行額は約 [] となつてゐる）。

(3) 軍票の戦後国内処理

(a) 法的措置



その後政府は、9月23日付各銀行宛外資局長通牒で外貨取引の禁止を通知したが、これは旧為替管理法にもとづくものであり、さらに10月15日付大蔵省令第88号で一切の通貨等の輸入を禁止するとともに、同日付勅令第578号の附則により、9月24日以降同日前になされた一切の外貨取引等を無効とした。

しかし、同日前すなわち10月13日各海運局長宛外資局長通牒で政府は、儲備券等の円系通貨、南発券及び軍票の一定限度の輸入及びその日本円との交換を認めており、これは同月19日付外資局長名通牒で否認されるまで行なわれた。さらにその後、12月の外資局長名通牒で上記と同趣旨の交換を認め、これは昭

和24年6月に政令第199号により持帰金制度が廃止されるまで行なわれた。

(D) 軍票無効声明の効力

軍票が占領地域の通貨であつた以上、その流通地域外においてはその通用力を失うことは当然であるにもかかわらず、声明がとくに軍票の無効化を謳つたのは如何なることを意味するのであろうか。

同声明に続く政府の一連の法的措置はいづれも軍票の輸入及び取引禁止を内容とするものにすぎなく、しかも通牒により、その円貨への交換を一定条件のもとに認めているのである。これらの矛盾した一連の措置を現在通観して、強いて合理的な判断を下だすとすれば、声明のいう軍票の無効、無価値とは、軍票が内地において通用力のないことを確認したものにすぎなく、従つてその後の法的措置においてもその輸入及び本邦通貨への交換を原則として禁止したに止まり、進んでその無効化を謳わなかつたのであると解さざるをえない。

この観点に立つとき、軍票に記載してある円貨または現地通貨への引換えの文言の意義が問題となる。この文言が政府の上記通貨への引換義務を意味するもの

かどうか、また現在国庫借入金として計上されている
軍会計の [] (現地通貨表示軍票分) 及び []
[] (兩発券分) はどのような性格のものか、これら
の点については、次の(7)(i)において述べる。

(6) 占領地における軍票の戦後処理

各占領地域において、当該地域の属する国家の適法政府
がわが方の軍票に対して具体的にいかなる措置を採ったか
は明らかでないが、大多数の国が、(4)(f)で述べた国際的慣
行に従つて、それぞれ軍票の流通禁止、またはその流通禁
止と適法通貨との交換を、その国内措置として行なつたと
推定される(例、インドネシア)。

(7) わが国の軍票債務の諸形態

(i) 軍票債務の内容

通貨の國家理論に従えば、管理通貨たる軍票の通貨と
しての本質的価値は、占領軍の權威によつて強政通用力
を与えられている点にあるのであつて、金または他の通
貨への兌換性にあるのではない。またその保証準備は、
軍票所持人の私法的債権の対象としてあるのではなく、
軍票の信用(購買力)維持のためにあるとすれば、発券
者の負う軍票債務の内容は、具体的には軍票に記載され

ている円貨又は現地通貨への交換の義務にしばられてく
る。

この点、ペソ、ルビア及びボンド表示軍票には交換文
言がないので一応問題はないが、ドル及びグルデン表示
軍票及同表示軍票の交換文言は発行者を義務付けるもの
かどうか。円貨への交換文言のある鮮銀券及台銀券も同
様かどうか。ペソ軍票、3号軍票等交換文言のない軍票
も戦時中同貨への交換が行なわれてきたが、これは何を
意味するものか、これらの諸点が問題となる。

(ii) 円表示軍票の交換文言の意義

これらの軍票(交換文言のない3号券を含む)は元
来円とバーの連前であり、大蔵大臣達の軍票取扱手続
によつて一定条件のもとに、その円との交換が交換文
言の有無にかかわらず戦時中行なわれてきた。これは
内地では軍票が通用しないために、占領地から内地に
旅行する人の便宜のため、その他占領地内地間の通貨
統一性保持の必要上、引換の内規を設けて実施してい
たものであつて、兌換または補償の意味を有するもの
ではなかつたものである。

それゆえ、敗戦の結果、占領地と内地の通貨統一の

必要性がなくなつたために、以上のような交換の内規は自然消滅となつたことは当然であり、引揚者に対する部分的引換の実施等は引揚対策等の考慮から例外的に認めたものであつて、政府の法的義務として行なつたものではないと解さざるをえない。

(b) 現地表示軍票（南発券を含む）の交換文言の意義

これらの軍票（ペソ等現地通貨交換文書の記載のないものを含む）も本来円とバーの建前であり（ポンドだけが10:1）、大蔵大臣達及び大東亜大臣達の軍票及び南発券取扱手続によつて一定条件のもとに、その円との引換が円への交換文言のなかつたにもかかわらず行なわれてきたこと及びその理由ならびに消滅事由も円表示軍票と同様である。

問題は現地通貨への交換文言の意義であるが、これとても占領軍の權威により占領地の通貨として軍票を発行した軍が、その通貨政策上軍票を現地通貨とバーとする建前を積極的に譲つた点に意義があるのであつて、自己の權威によつて軍票に強制通用力を与えていた期間中軍票の信用を現地通貨とバーに維持すべく努力することを軍に義務づける性質のものであつたが、

終戦後現地を管治する当局によつて軍票の通用力を否認された現在、わが方もまた免責されていると解さざるをえない。

(c) 軍票発行保証準備の性質

軍票発行に當つてわが国は、とくにその保証準備として特別勘定を設定する等の方法によらず、単なる支出官の支出行為または支出官の支出行為に見合つての南発の政府借上金計上の2方法に止まつた。これらの行為は結局政府の債務となるものであるが、この債務が軍票所持人の私法的債権の対象となるべき性質のものでないことは、さきに(4)、(5)で述べた通りである。

またこの債務が先方政府のわが国政府に対する戦時請求権の対象となる可能性のある点についても、さきに(4)、(5)で述べた通りであるが、この請求権は、連合国との関係においては、平和条約によつて放棄されているので問題はない。

(d) 軍票自体にもとづく債務

(a) 本邦人が所持人である場合

この場合は、さきに(7)、(8)で述べた通り、本邦人は法的には政府に対して請求権を有しない。

直接には軍票無効化を行なつた現地の当局に請求すべき筋合いのものであるが、これも現実には実行困難と思われるので、結局戦争損害の一つとして処理されるべき問題であらう。

(b) 連合国人が所持人である場合

この場合もわが方に何等かの請求を行ふべき筋合ひでないことは(1)、(4)で述べた通りであり、当該地区を統治する政府の処理すべき国内問題である。

(c) 中立国人が所持人である場合

中立国人といえども、その居住する地域を管治する法の支配に服すべきことは当然であるから、この場合も連合国人と区別すべき理由は毛頭ない。軍票所持により何等かの損害を受けたにしても、わが国が国際法上違法になした行為から生じたものであるから、わが方に対して賠償請求を提起すべき筋合ひのものではなく、その居住地域の国内問題として処理されるべき性質のものである。

(d) 割譲地域の住民が所持人である場合、

住民の意義が不明確であるが、この場合もまた連合国民または中立国人と区別すべき理由はない。

(4) 軍票がわが国金融機関の預金債務となつている場合

(a) 軍票自体にもとずく債務と預金債務との差異

ビルマ国民が戦時中旧正金に預けた軍票預金の支払請求が現在提起されている。軍票自体を所持している場合は当方に責任がなく、軍票が預金になつている場合は責任があるのであらうか。

平和条約第14条(b)項は、戦争遂行中 (In the course of the prosecution of the war) 日本国及び国民がとつた行動から生じた連合国側の請求権が放棄されることを規定している。戦時中正金は中南支において日本軍の籌備券調達に當つて政府の代行機関の役割を果たしていた。また南方地区においても南苑は、とくに重要な地点を除き、正金支店のない地域にのみ自己の支店、出張所を開設し、他は正金支店に自己の業務を委託しておつた。預金業務は正金プロパーの業務として行なつていたことはもちろんであるが、占領軍の通貨工作の一翼としてこれを行なつていたこともまた明らかである。" In the course of the prosecution of the war " の意味を「戦争遂行のために」と解することは、これを「戦争期間中に」と解すると同様に行過ぎであつて、「戦

争遂行の経過において」または「戦争遂行に関連して」と解すべきものであろう。文字通り国家の全力をあげた総力戦であつた大太平洋戦争において、正金の軍票預金業務が戦争の遂行と関連せず純粋にコマーシャル・ベースのものであつたと解する余地は少ない。もちろん預金者側はコマーシャル・ベースの心算であつたかも知れないが、正金は戦争遂行に協力してその業務を行なつていたことは、南発の代理店業務を行なつていた点からも明らかである。

以上の観点からみて、戦時中に発生したわが金融機関に対する連合国側の預金債権は、第14条(b)項によつて放棄された請求権であるとする立場をとることは、わが方として当然のものであろう。預金者は、自国内にある旧正金の財産から支払いを受くべき立場にあるのであり、この点当該国内に居住する他の連合国民または中立国民も同様である。平和条約第14条(b)2IVは、わが方の在外財産の処分は当該連合国の法律によつて行なわれる旨を規定しているので、預金者は自国の法律による救済を期待する立場にある。

当該国の国内法によつて救済されない預金者が中立

国民である場合は、旧正金の清算に参加しうる筋合いにあるが、現行閉鎖機関令は参加者の資格を本邦内に住所を有するものに限定しているので、この点問題が残る可能性がある。また、預金者が割譲地域の住民である場合は、その処理は特別取極の主題となるわけであるが、両者いずれの場合においても、当該預金者の本国政府は、自国民が不利な取扱いを受けたことについて当該連合国に抗議しうる立場にある。

(b) 金融機関が正金である場合と南発である場合との差異

南発法第19条は、南発の行なり業務として預り金をあげているが、これは金融機関等特殊な者からの預り金を意味するもので、一般預金は取り扱つておらなかつた。従つて、ビルマ軍参謀長通牒にもとづきマンダレー等ビルマ各地所在の正金支店の債権債務を昭和20年4月7日に承継するまでは、南発は一般預金を取り扱つていなかったのである。

この正金よりの承継分とその後閉鎖にいたるまでの一般預金で現在判明している分の総額は約 [REDACTED] (邦貨1円: [REDACTED] 現地通貨換算) であるが、この程

度のものは、全額支払の能力があるとのことであるので、南発と正金の場合で政府の補償責任に差異があるかどうかを論ずるのは現在のところ実益がない。しかも、上記 [] のうち、中立国及び割譲地域住民の預金は、たとえあつたとしても僅少なものであろう。なお、昭和29年5月の閉鎖機関令の改正にもとづく外地預金者の催告に対して、現在までのところ、南発行員からのものを除いて、1件も申し出がないとのことである。しかし、南発は南発法にもとづく全額政府出資の特別法人であるが、正金は明治20年の正金条例にもとづく特別法人であり、一部政府出資があつたとはいえ民間銀行であるから、両者の未払債務に対する政府の責任に自ら差異が生ずるのは当然であるが、正金の預金業務は戦争遂行に関連したものであるとする立場をとるとすれば、中立国人預金に対してはなんらかの形で政府の責任が生ずる可能性がある。

(8) 円系通貨に関する政府の責任

(i) 蒙銀券関係

蒙銀は蒙疆地区自治政府制定の蒙銀銀行組織弁法等により昭和12年11月設立された同地区の中央銀行であ

るが、同地区に駐在した日本軍の軍費は全部蒙銀券で調達される建前となつていたので、なんらかの形でわが方に対する債権を有していたと思われるが、連銀及び儲銀が外資金庫を通じて政府借上金を有しているにもかかわらず、現在のところ、わが方の債務と思われるものは、満銀東京支店に対する預金 [] (全額決済済み)を除き、1円も計上されていない。

設立当初蒙銀券は満銀券を通じて円と等価でリンクする建前であつたが、太平洋戦争開始後、蒙疆軍が北支軍の指揮下に入つたため、連銀を通じて軍費を調達したとの説(日銀渡辺説)もあるが、蒙銀の清算勘定には連銀に対する債務が計上されていないので、詳細は不明である。

昭和20年8月末現在蒙銀券の発行尻は [] となつていたので、蒙銀所有のわが国の国債 [] の処理と絡んで問題となる可能性はあるが、これは同行の清算に関連する技術的な問題にすぎない。

蒙疆自治政府がわが方のパベットであつたとしても、蒙銀券の発券尻の数字に対しまたは同券自体の処理に関連して、わが方が直接私法的債務を負ういわれがないこと

は軍票の場合と同様である。

(d) 連銀券関係

連銀は、昭和13年2月7日付で中国臨時政府が公布した連銀条令にもとづき設立され、同年3年10月より発足した同政権の中央銀行であるから、華北地区日本軍の軍費はすべて、同年6月16日付同銀鮮銀間及び7月15日付同銀正金間に締結された等価預金契約により、わが方金融機関に対する同銀の預金を対価として調達されたものである。のちこの預金契約は鮮銀一本に切り替えられ、鮮銀預金残高に見合う額が外資金庫の国庫借上金として現在 [] 計上されている。この鮮銀に対する連銀の預金は終戦時現地で行なわれた金の売却益等で決済済みとのことであるが、その詳細は次の外資金庫の項で述べることにする。なお、昭和20年8月末連銀券発行残は約 [] である。

(e) 儲備券関係

儲銀は、汪精衛を首班とする新国民政府が制定した昭和15年12月付儲銀法等にもとづき設立され、翌16年1月6日発足した同政府の中央銀行であるが、従来中南支地区で軍票を使用していた日本軍が昭和18年4月

1日以降軍票の新規発行を停止して以来、同地区のわが軍の軍費はすべて儲備券で行なわれることになり、儲銀正金間に儲備券及び軍票の預合勘定に関する契約（昭和17年8月10日）及び儲備券及び日本円の預合勘定に関する契約（同18年4月1日）が締結された。

当初の円貨及び儲備券の交換レートは [] であったが、その後の同地区のインフレ悪化にもかかわらず、上記預合勘定ではこの公定レートが堅持されたので、この預合勘定に見合う外資金庫の国庫貸上金は [] に達している。なお、終戦時8月末の儲備券発行高は [] とのことである。（外資金庫の項参照）

(f) 満銀券関係

満銀は満銀組織弁法にもとづき昭和7年7月1日に発足した満州国中央銀行であるが、当初の満銀券調達は昭和11年12月28日付日銀満銀間代理店契約にもとづき行なわれた。

しかしその後、昭和19年4月1日付正金満銀間に軍費等国庫金支払いのための貸上資金融通に関する契約が締結され、軍費は正金新京支店が満銀宛に振り出す円建

約手を引当に満銀券によつて調達されることになり、現在その残額が正金からの国庫借入金として計上されている。

(9) 外資金庫の性格及び意義

(i) 性 格

外資金庫は昭和20年2月9日に公布された外資金庫法にもとづき設立、同年3月1日より業務を開始した全額政府出資の特別法人であるが、その実体は、タイ及び仏印地区を除く南方占領地域及び支那占領地域の悪性インフレの進行にもかかわらず、南券、儲備券及び連銀券を公定レートで円を対価として取得する際発生する実勢レートのギャップを調整金という名目で同金庫に負担吸収させて、政府の支出は予算の範囲内にとどめ現地軍にはインフレの実勢に応じた現地通貨を取得させる目的のために設けられた計算機関であり、積極的な業務を営むことを目的としたものではなく、財政上の技術により設けられた一種の特別会計に類するものであつた。

(ii) 意 義

(a) 資金調整の方法

鮮銀及び正金が連銀及び儲銀と預合勘定を設けて連

銀券及び儲備券を取得した方法についてはさきに述べたが、金庫の資金調整の方法は、鮮銀及び正金とまたこの預合勘定と同趣旨の勘定を設け合うことによつて行なつた。すなわち、

I まず、鮮銀または正金が自行に現地銀行名義の円預金を設定し現地銀行に自行名義の連銀券または儲備券預金を取得する。

II 鮮銀または正金はこの現地通貨預金を引き出し、自行に金庫名義の預金を設定するとともに同額の金庫に対する貸付金を計上する。

III 金庫は、同時に上記日本側銀行に対して現地通貨建預金と円貸建借入金を計上する訳であるが、

IV この現地通貨建預金を金庫は現地軍の要求に応じ現地日銀代理店を通じて軍に支払い同額を政府納入金として計上する仕組みになつていたのである。

以上は現地における資金取得の方法であるが、これを内地から見ると

① 陸海軍大臣が所要の軍費を臨軍予算額と予算超過額（価格調整金：調整率は外資調達協議会において決定する）とに区分し、大蔵大臣を通じて予算額は

日銀に、調整額は金庫に支出を要求する。)

② 金庫は調整金の支払にかえて外資金庫資金証書
(以下「証書」という)を軍支出官に交付する。

③ 支出官は予算額支出のための小切手と証書とを日
銀に對し交付する。

④ 日銀は小切手と証券の合計額を軍支出官の預金に
計上すると同時に同額を政府預金の仮払いとして計
上する(この仮払いは、前記④によつて現地日銀代
理店が現地金庫代理店から現地通貨を受領すると精
算される。)

⑤ 軍支出官の預金はさらに現地日銀代理店の現地軍
資金前渡官吏の預金に振り替えられ、この際公定レ
ートで現地通貨ととなる。

⑥ それと並行して支出官から前渡官吏に對し⑤の
振替額が通知されるが、この額は予算額と調整額と
區別されていないので、現地軍は両額を臨軍費支出
として一本で処理する。

⑦ 現地の日銀代理店は、⑤の振替を受けると同時
に、さきに④で述べた通り現地金庫代理店から現
地通貨を受け入れる(日銀本店の仮払は精算)仕組

になつていた。

上記⑦の現地金庫からの現地日銀に対する現地通貨
の支払いは、さきに④で述べた通り、金庫本店の政
府に対する支払勘定になるので、本来はこの支払額を
予算額と調整額とに区分し、予算額を政府貸上金に計
上し、調整額を納入金として損失処分をすることとな
つていたが、実際は両者を一本に取り扱い全額を納入
金として処理していたのである。

南発券の取得方法も上記とまったく同じであり、た
だこの場合は現地支那側及び日本側銀行の代わりに南
発一本であるため、南発券取得のための預合契約が南
発と金庫間に締結されているだけであり、正金または
鮮銀というクッションが抜けていた点が異なるだけで
あつた。

なお、昭和20年9月1日現在旧臨軍特別会計の外
資金庫からの借入金は

① 連銀券 [] (年利5分5厘、同日ま
で支払済み)

② 儲備券 [] (同上)

③ 南発券 [] (年利2分、同日まで支払ず

み)

④ 現地通貨表示軍票 [] (無利子)

計 [] であるが、

これは金庫発足時に正金、鮮銀及び南銀が政府に直接貸上げていた額を金庫が政府から肩替りしたものが残っているのであつて、昭和20年3月1日に金庫が発足して以来金庫がさきに述べた納入金として調達した額は、終戦時までに陸軍関係約 []、海軍関係 []、及び終戦後の分約 []、計約 [] であるといわれ、これは昭和20年度臨軍費決定予算額850億の [] に当っているが、全額納入金として損失処理の扱いを受けているので、国庫借入金に計上されてない。

(c) 外資金庫国庫借上金の処理

(i) 終戦時における金の現地処分

金庫は、上記軍票のほか、大東亜省関係費用の調達軍需物資を調達する商社の振出小切手の保証等の業務を行なつたので、その政府に対する納入金は累積する一方であつたのかかわらず、金庫の収入は、現地の煙草売買差益金、日支間貿易差益金、対日送金調整料

等を政府に代わつて寄附金として受け入れることに限られていた。そこで政府は、閣議決定にもとづき昭和20年8月10日大東亜大臣名で北京及び上海駐在公使に命令し、かねて現地正金支店に保管できていた金を速銀及び偽銀に時価で売却させ、その売却益(正金に対する払下金額と支那側銀行に対する売却金額の差額)を金庫に納付せしめた。その内訳は北支分約 []、中文分約 []、南支分約 []、計約 [] である。

この売却益金の金庫への納付は、現金で行なわれたものではなく、速銀及び偽銀はその金買受代金の支払を各自が正金または鮮銀に有する自己の預金から行ない、正金及び鮮銀は自己が金庫に有せる預金から納付する方法(鮮銀の場合は少し異なるが実質において同じである)によつたものであるから、実質において、上記関係金融機関間の預合勘定を相互に落し合うことによつて行なつたものである。

この場合、正金及び鮮銀が金庫に有する預金は、金庫設立の際、正金及び鮮銀の政府貸上金を肩替りしたとき発生した預金を含むものであるから、この肩替り

預金の見合いとして金庫が有する国庫貸上金は、この肩替り預金の決済によつて事実上消滅しているとみることができるものである。

現実には、肩替り預金の見合いとして発生した債権だけが、金庫設立のとき国庫貸上金として計上されており、その後の金庫による軍費調達分はすべて納入金として損失処分をうけているため、依然として貸上金が数字的には残っている形になっているが、これは会計処理の技術上形式的に残っているもので、実質的なものではない。

以上の観点から、政府は昭和21年以降再三この貸上金の処理を計つたが、内地の債務を外地の決済で落す点に司令部が難色を示したため実現せず、現在に至っている。

この処理の基本となつている金庫の債務（昭和21年11月8日、理財局及び特殊財務部調）は

① 鮮銀分約 [] (肩替り預金+納入金見合+未払子、以下同じ)、金売却益による返済分約 []

[] 差引残約 []、

② 正金約 []、金売却益による返済分約 []

[]、差引残約 []

となつている。（金売却益中、南支分 [] が決済に使われず、行方不明となつている。）。

この数字は日本側資料のうち確実なもののみを積算して得たごく内輪のものと思われる（外資金庫側の数字は [] で約 [] 多い）が、それでも、わが方の儲銀に対する未払いが []、連銀に対するものが []、計 [] 残り、今後の国際処理をまつているのであるが、実際の数字はこれより相当膨らむ公算が多い。

(ii) 貸上金の国庫に対する関係

上記の [] は金庫の国庫の国庫納入金として損失処分を受けるべきものであるから、金庫と国庫間には問題はないが、連銀及び儲銀に対しては実質的には日本政府の債務として残るものである。しかしながら、この債務がわが国の戦争遂行に直接関連して生じたものであることは議論の余地がなく、その点、南発券及び軍票の未回収高、またはタイ及び仏印の特別円協定残高と区別すべき理由はない。占領軍は現地の秩序を尊重する国際法上の義務を負うものであるから、作戦

上の必要度に応じて各種の通貨を使用したものであり、
自国の通貨を使用した場合を除き、わが国の責任に本
質的な差異が生ずるものではないことは、さきに(4)等
で述べた通りである。

00 特別円協定残高に関する政府の責任

(イ) タイ特別円協定残高関係

昭和17年6月18日付日銀タイ大蔵省間特別円協定
等にもとづきタイ銀行が日銀に有していた特別円勘定残
高は約1.5億円であつたが、この問題は昭和30年7月
9日日タイ間に成立した協定により、わが方は5.4億円
を支払い(同協定第1条)、別に経済協力として9.6億
円を限度としてクレジットを供与する(第2条)こと
となり、タイ側は上記特別円協定等にもとづくわが方
に対する請求権及び金の未売却分等に対する請求権とも
に放棄する(第3条)こととして解決した。

この5.4億円という数字は、上記勘定残高とわが方の
金未売却分及び未引渡分の公定価格換算額との合計額
(昭和30.3.15アジア局試算)とほぼ合致するものである
が、わが方の支払いが、上記勘定残高等を当然支払うべ
き私法上の債務と認めて行なつたものでないことは、同

協定第3条で先方が勘定残高等に対する請求権を放棄し
ている点からみても明らかである。この勘定残高等の数
字は、わが方がタイ国内において行なつた物資調達によ
り先方に与えた損失の未処理分算定の資料として意義が
あつたので、わが方の支払い額がこの数字とほぼ同額と
なつたにすぎないと解されよう。

(ロ) 仏印特別円協定残高関係

日仏政府間協定にもとづく正金仏印銀行間協定勘定残
高は現在新特別円勘定分約1.3億円及び米弗勘定分約
47,965,1ドルが未決済の状態にある。この残額は、
「日本占領軍が仏印で行なつたピアストル貨による購買
のために仏政府に日本政府が負つた債務」(昭和28.1.7
15.仏側ノート)として仏側の支払請求の対象となつて
いるが、これは次の理由から米弗勘定を除き支払う責任
のないものと解される。

① フランスは平和条約に署名した連合国であり、昭和
16年12月8日以降条約発効までの間わが国と戦争
状態にあつたことは、同国正統派政府であつたドゴール
政権が昭和16年12月10日以来再三声明してい
ること及び平和条約第15条の規定等により明らかな

ので、わが国が仏印で行なつた購買のために仏政府が有する請求権は平和条約第14条(b)項で放棄されていること。

- ② 昭和16年12月8日前に発生したわが方の未決済債務は、米弗勘定を除き、仏政府が司令部を通じ一方的に持ち去つた金塊33トンによつて相殺されるべきであること。

いづれにしても、この問題について現在日仏政府間に交渉継続中であるから軽々に結論を下すことは困難と思われるが、ピアストル貸調達の方法が円系通貨調達と同一の方法で行なわれている以上、その未払債務が平和条約第14条(b)項で放棄されている請求権の対象でないとする立場を認めることは、今後の円系通貨関係債務の処理に重大な影響を与えるものであろう。

(1) 結 論

(3) 被徴用韓人未収金

1. 韓国側主張

韓国人被徴用者（軍人、軍属を含む）の俸給、賃金、手当等の未払分の弁済を請求する。

2. 韓国側主張額 237百万円

（根拠）1950年10月21日付SCAP書簡の数字を掲げたもの。

3. 日本側見解



4. 日本側調査額

